

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの
確保に関する法律に関する F A Q 集

令和 7 年 6 月 3 0 日

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

改訂履歴

版数	制定日	改訂内容
初版	令和 7 年 6 月 3 0 日	新規制定

目次

1. 申請手続き関連	4
1.1. 法の対象範囲等に関するFAQ（35問）	4
1.2. 衛星リモートセンシング装置の使用許可申請等に関するFAQ（37問）	17
1.3. 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定申請に関するFAQ（21問） ..	30
1.4. 法で使用される用語の定義及び解釈等に関するFAQ（46問）	36
2. 法律で定める措置関連	49
2.1. 衛星リモートセンシング装置の使用時の措置等に関するFAQ（12問）	49
2.2. 衛星リモートセンシング記録の取扱い、提供等に関するFAQ（5問）	54
2.3. 施行規則第7条で定める安全管理措置等に関するFAQ（20問）	57
2.4. 帳簿の作成に関するFAQ（6問）	70

【凡例】

特に指定がない場合、本文中において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例によるほか、本文中の略語は下記を意味するものとする。

- ・ 法： 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律
（平成28年法律第77号）
- ・ 政令： 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令
（平成29年政令第282号）
- ・ 規則： 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則
（平成29年内閣府令第41号）
- ・ ガイドライン： 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律
に基づく措置等に関するガイドライン（平成29年11月14日）

はじめに

平成 29 年 11 月に衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律が施行され 5 年以上が経過しました。これまで申請に際してはさまざまな質問等が寄せられていますので、このたび主な質問事項を F A Q 集としてまとめました。

なお、本 F A Q 集は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を解説したものであり、個別事案に対する法令適用の有無や方法を示すものではありません。このため、個別事案に対する法令適用の有無や方法については、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されることになります。ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

1. 申請手続き関連

1.1. 法の対象範囲等に関するFAQ（35問）

Q.01	申請から許可又は認定までにどのくらいの期間がかかりますか。
A	標準処理期間は2ヶ月と定めており、概ね申請から2ヶ月程度で許可又は認定されます。

Q.02	法第4条第2項第六号の衛星リモートセンシング記録の管理の方法の変更は行わず、操作用無線設備や受信設備の場所を移転する場合も変更の許可は必要ですか。
A	操作用無線設備や受信設備の移転は、規則第9条第3項第一号イ及び第二号イの規定のとおり、軽微な変更の届出の対象となっておらず、法第7条第1項に基づく変更の許可の対象となります。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.03	外国で管理・運用する衛星の高分解能画像を日本の会社が日本国内の受信局で受信する事業を展開する場合は、法の対象となりますか。
A	外国で管理・運用されるリモートセンシング衛星からの画像データを単に受信するのみであれば、法の対象とはなりません。 ただし、日本国内の地上局のアンテナから何らかのコマンドの送信を行う等、衛星リモートセンシング装置の操作を行おうとする場合は、法第4条第1項に基づく衛星リモートセンシング装置の使用許可の対象となります。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.04	外国法人は、法第4条第1項で定める衛星リモートセンシング装置使用の許可を受けることができますか。
A	可能です。日本国内に所在する操作用無線設備を用いて、操作用無線設備等から送信（いわゆるアップリンク）を行い、衛星リモートセンシング装置の操作を行おうとする場合が法の対象です。 なお、無線局免許（地上局、人工衛星局）の取得については、総務省に確認ください。

Q.05	衛星リモートセンシング装置使用者です。OS のバージョンが古くなったために、操作用無線設備や受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備に係るシステムのサーバを入れ替える場合、法第7条第1項に基づく変更の許可は必要ですか。
A	OS のアップデートや換装に伴い行う機器類の入れ替えは、直ちには法第7条第1項に基づく変更の許可の対象とはなりません。 ただし、入れ替えに伴い機器類の設置場所の変更等、当初の許可申請（その後の変更許可又は変更届出を行った内容を含む。）の際に提出された申請書類の内容に変更が生じた場合は、規則第9条第3項第三号の規定（法第4条第2項第六号（衛星リモートセンシング記録の管理の方法）に掲げる事項の変更）に該当するため、法第7条第2項に基づき変更の届出を行ってください。申請書類の内容に変更が生じない場合は、届出は不要です。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.06	操作用無線設備や受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備に係るシステムの機材が老朽化して後継機種に更新する場合、法第7条第1項に基づく変更の許可は必要ですか。
A	機材の老朽化による更新は、直ちには法第7条第1項に基づく変更の許可の対象とはなりません。 ただし、更新に伴い機材の設置場所の変更等、当初の許可申請（その後の変更許可又は変更届出を行った内容を含む。）の際に提出された申請書類の内容に変更が生じた場合は、規則第9条第3項第三号の規定（法第4条第2項第六号（衛星リモートセンシング記録の管理の方法）に掲げる事項の変更）に該当するため、法第7条第2項に基づき変更の届出を行ってください。申請書類の内容に変更が生じない場合は、届出は不要です。 また、更新に伴い法第8条第1項及び第2項に定める不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置に変更が生じる場合は、規則第4条第3項第五号の変更を行うことになるため、法第7条第1項に基づき、変更の許可申請を行ってください。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.07	操作用無線設備や受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備に係るシステムのソフトウェアの変更を行う場合、法第7条第1項に基づく変更の許可は必要ですか。
A	ソフトウェアの変更は、直ちには法第7条第1項に基づく変更の許可の対象とはなりません。 ただし、ソフトウェアの変更に伴いシステムの機能の変更等、当初の許可申請（その後の変更許可又は変更届出を行った内容を含む。）の際に提出された申請書類の内容に変更が生じた場合は、規則第9条第3項第三号の規定（法第4条第2項第六号（衛星リモートセンシング記録の管理の方法）に掲げる事項の変更）に該当するため、法第7条第2項に基づき変更の届出を行ってください。申請書類の内容に変更が生じない場合は、届出は不要です。 また、変更に伴い法第8条第1項及び第2項に定める不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置に変更が生じる場合は、規則第4条第3項第五号の変更を行うことになるため、法第7条第1項に基づき、変更の許可申請を行ってください。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.08	衛星リモートセンシング装置使用者ですが、他者が所有・管理するアンテナ設備を借りて衛星リモートセンシング装置からの衛星リモートセンシング記録を受信することを計画中です。この場合、アンテナ設備にはどのような要件が必要ですか。
A	法第10条の規定で、衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するときは、法第4条第1項の許可に係る受信設備であって自ら又は特定取扱機関若しくは法第21条第1項の認定を受けた者が管理するもの以外の受信設備を用いてはならないとされています。 このため、他者が所有・管理するアンテナ設備を用いて衛星リモートセンシング記録の受信をする場合は、法第21条第2項に基づく衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定をそのアンテナ設備を所有・管理する者が取得している必要があります。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.09	衛星リモートセンシング装置使用者です。衛星リモートセンシング装置を使用するため、他者が管理する送信用アンテナ設備をアップリンク用に使用する際、その他者は法第 21 条第 1 項で定める衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を取得する必要がありますか。
A	アップリンクのみであれば、それは衛星リモートセンシング記録の取扱いに該当しないため、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を他者が取得する必要はありません。

Q.10	衛星リモートセンシング記録を取り扱う予定があるため、法第 21 条第 2 項に基づく認定の申請を検討している大学の研究室です。申請者は、大学法人単位、研究室単位又は、教員個人のいずれになりますか。
A	衛星リモートセンシング記録を取り扱う者に対しては、法第 21 条第 3 項第二号に基づき、申請者による衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法、衛星リモートセンシング記録の分析又は加工を行う能力、衛星リモートセンシング記録の安全管理のための措置その他の事情を勘案して、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していることを求めています。従って、原則として、これらの基準に適合し得るとともに必要な措置を取り得る大学法人が申請の単位となります。なお、教員個人が申請することも可能です。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.11	社内の複数の部門で衛星リモートセンシング記録を取り扱う必要があることから、法第 21 条第 2 項に基づく衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定の申請を検討しています。この場合、申請の単位は、法人単位又は部門単位のどちらになりますか。
A	本制度では衛星リモートセンシング記録を取り扱う者に対して、法第 21 条第 3 項第二号で、申請者による衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法、衛星リモートセンシング記録の分析又は加工を行う能力、衛星リモートセンシング記録の安全管理のための措置その他の事情を勘案して、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していることを求めています。従って、原則として、これらの基準に適合し得るとともに必要な措置を取り得る法人が申請の単位となります。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.12	衛星リモートセンシング装置使用者です。海外の顧客向けに衛星リモートセンシング記録の直接受信サービスの提供を検討しています。法第 21 条第 1 項に基づく衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定が必要になりますか。
A	法第 18 条の規定で、衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の取扱いについて第 21 条第 1 項の認定を受けた者に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、当該提供の相手方に対し、認定証の提示を求めてその者が当該認定を受けた者であることを確認する必要があります。 このため、国内外を問わず、海外の顧客が直接受信を行う場合は、当該顧客は衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を取得する必要があります。 ただし、当該海外顧客が政令第 2 条第 2 項で定める特定取扱機関（アメリカ、カナダ、ドイツ及びフランスの政府機関）に該当する場合、認定は不要です。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.13	衛星リモートセンシング装置 A の衛星リモートセンシング記録を取扱うため、法第 21 条第 1 項に基づく衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を取得しました。加えて、衛星リモートセンシング装置 B の衛星リモートセンシング記録の取扱いを希望する場合、改めて認定の申請は必要ですか。
A	追加的に認定の申請が必要になるか否かは、規則第 22 条で定める衛星リモートセンシング記録を取り扱う認定の区分によります。同一区分（光学・生データ、SAR・標準データ等）の認定を有している場合は、改めて認定を取得することは不要ですが、異なる区分の場合（装置 A は光学・生データ、装置 B は SAR・生データ）は、当該区分に対応する認定を取得することが必要です。

Q.14	衛星リモートセンシング装置 A の法第 4 条第 1 項に基づく衛星リモートセンシング装置使用許可を取得しています。この場合、他者が運用する衛星リモートセンシング装置 B からの衛星リモートセンシング記録を取り扱うために、法第 21 条第 1 項に基づく衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を新たに取得する必要はありますか。
A	衛星リモートセンシング装置使用者が新たに法第 21 条第 1 項の認定を取得する必要があるかどうかは、法第 18 条第 2 項に基づき判断されることになります。 衛星リモートセンシング装置使用の許可は、当該装置の使用に伴い生成される衛星リモートセンシング記録の取扱いを対象（例：SAR センサー）としており、それと異なる区分の衛星リモートセンシング記録を取扱う場合は、その記録

	の区分（例：光学センサー）に係る認定を取得する必要があります。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。
--	---

Q.15	衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けた者です。現在、規則第 22 条で定める衛星リモートセンシング記録の区分として「光学センサーの生データ」に係る取扱いの認定を受けていますが、今後は新たに「SARセンサーの生データ」の取扱いを予定しています。規則第 22 条で定める衛星リモートセンシング記録の区分を追加する場合、変更の認定の申請を行えばいいですか。
A	衛星リモートセンシング記録の区分は、法第 21 条第 1 項に基づく変更の認定の対象に含まれていません。 このため、新たに当該区分（SARの生データ）の衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を取得いただく必要があります。

Q.16	衛星リモートセンシング装置を使用した事業を計画しています。法第 4 条第 2 項に基づく、衛星リモートセンシング装置の使用許可申請はいつ頃行えばいいですか。
A	許可申請に係る相談はいつでも可能ですので、事業計画が決まった段階で内閣府宇宙開発戦略推進事務局へご相談ください。

Q.17	法第 7 条第 1 項及び法第 22 条第 1 項にある内閣府令で定める「軽微な変更」ですが、具体的にはどのような変更が該当しますか。
A	規則第 9 条第 3 項及び第 29 第 3 項で軽微な変更該当する事項を以下のとおり定めています。 【規則第 9 条第 3 項で定める軽微な変更】 - 一 操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法の変更であって、次に掲げるもの以外のもの - イ 操作用無線設備等の場所の変更 - ロ 操作用無線設備等の追加 - 二 受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法の変更であって、次に掲げるもの以外のもの - イ 受信設備の場所の変更 - ロ 受信設備の追加 - 三 衛星リモートセンシング記録の管理の方法の変更 - 四 死亡時代理人の氏名又は名称及び住所の変更

	五 衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所の変更 六 主要出資者の異動（主要出資者であった者が主要出資者でなくなることをいう。） 七 操作用無線設備等、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図の変更 八 前各号に掲げるもののほか、法第 4 条第 2 項第二号から第八号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないもの 【規則第 29 第 3 項で定める軽微な変更】 一 衛星リモートセンシング記録の管理の方法の変更 二 受信設備の場所の変更であって、次に掲げるもの以外のもの イ 受信設備の場所の変更 ロ 受信設備の追加 三 衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所の変更 四 主要出資者の異動（主要出資者であった者が主要出資者でなくなることをいう。） 五 受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図の変更 六 前各号に掲げるもののほか、法第 21 条第 2 項第三号から第六号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないもの
--	---

Q.18	法第 4 条第 2 項に基づく衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可申請を行う予定ですが、日本語以外の言語での申請書の提出は可能ですか。
A	規則第 33 条第 1 項の規定により、原則として日本語で作成する必要があります。詳細については規則第 33 条の規定をご確認ください。

Q.19	地表以外の物体を観測する衛星リモートセンシングは、法の対象となりますか。
A	使用する衛星リモートセンシング装置の対象物判別精度が、規則第 2 条の各号で定める基準を超える場合は、法第 2 条第二号の規定に基づき、上空に存在する物を観測する衛星リモートセンシングも法の対象となります。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へご相談ください。

Q.20	空中を飛行する航空機やドローンを観測する衛星リモートセンシングは法の対象となりますか。
A	衛星リモートセンシング装置とは、法第 2 条第二号の規定に基づき、地球を回る軌道に投入して使用する人工衛星に搭載されて、地表若しくは水面（これらに近接する地中又は水中を含む。）又はこれらの上空に存在する物により放射され、又は反射された電磁波を検出する装置です。このため、空中を飛行する航空機やドローンを観測するリモートセンシングも本法律の対象となります。

Q.21	動画は法の対象となりますか。
A	動画や映像も衛星リモートセンシング装置に由来する衛星画像の一種であり、規則第 2 条の各号で定めるセンサーの区分ごとの基準に該当する場合は、法の対象となります。

Q.22	航空写真や HAPS (High Altitude Platform Station)、ドローンで撮影した画像は、衛星リモートセンシング記録に該当しますか。
A	地球を回る軌道に投入して使用する人工衛星に搭載された衛星リモートセンシング装置から得られる記録ではないため、航空機や HAPS、ドローンからの画像は衛星リモートセンシング記録には該当しません。

Q.23	立体標高データは衛星リモートセンシング記録に該当しますか。
A	複数の画像データから加工されて生成されたプロダクトは、加工の度合いの観点から、原則として生データ、標準データいずれの区分にも該当しないため、立体標高データ自体は衛星リモートセンシング記録には当たりません。

Q.24	衛星リモートセンシング記録を紙に印刷したものは規制の対象となりますか。
A	衛星リモートセンシング記録は、法第 2 条第六号で、「特定使用機関以外の者による国内に所在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置の使用により地上に送信された検出情報電磁的記録及び当該検出情報電磁的記録に加工を行った電磁的記録のうち、対象物判別精度、その加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して、その利用により宇宙基本法第 14 条に規定する国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める基準に該当するもの並びにこれらを電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものをいう。」と定義

	されており、電磁的記録の状態であるものが衛星リモートセンシング記録となります。 このため、紙に印刷したものは本法律の対象とはなりません。
--	--

Q.25	人工衛星へのアップリンクには国内に所在するアンテナを使用しませんが、法第4条第1項で定める衛星リモートセンシング装置の使用の許可が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング装置の使用は、法第4条第1項の規定で、「国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者」とされており、法第2条第三号の規定で、「操作用無線設備の使用する衛星リモートセンシング装置に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備」と定義されています。 このため、例えば、衛星リモートセンシング装置を稼働させるためのコマンドの生成を行う装置が国内に所在し、コマンドの送出を行う通信所が海外に所在する場合は、国内に存在する操作用無線設備が用いられることから、衛星リモートセンシング装置の使用許可に該当します。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.26	衛星リモートセンシング装置使用者です。撮像のためのコマンド作成機能を持つ端末や Web サービスを他者に貸与・提供して、衛星リモートセンシング装置の使用の一部を他者が直接行えるようにするサービスの提供を計画しています。この場合、サービスを受ける他者は、法第4条第1項に基づく衛星リモートセンシング装置の使用許可を受ける必要はありますか。
A	衛星リモートセンシング装置の使用は、法第2条第四号の規定で、「自ら又は他の者が管理する操作用無線設備から衛星リモートセンシング装置にその操作を行うために必要な信号を送信する方法を設定した上で、当該操作用無線設備を用いて、地球周回人工衛星に搭載された当該衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信することをいう。」と定義されています。 このため、衛星リモートセンシング装置を使用するための行為を行う者は、原則として、法第4条第1項に基づく衛星リモートセンシング装置の使用許可を受ける必要があります。 なお、衛星リモートセンシング装置使用者が顧客の利便性向上のために提供する衛星リモートセンシング記録を簡易にオーダーできるようにするサービス

	プラットフォームについては、衛星リモートセンシング装置の使用を顧客が直接的に行う形態であるとは考えにくいとため、許可申請を行う必要はありません。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。
--	--

Q.27	衛星リモートセンシング装置使用者です。業務委託契約に基づいて契約相手方に衛星リモートセンシング装置を使用させる場合、法第4条第1項に基づく衛星リモートセンシング装置の使用許可は必要となりますか。
A	衛星リモートセンシング装置の使用は、法第2条第四号の規定で、「自ら又は他の者が管理する操作用無線設備から衛星リモートセンシング装置にその操作を行うために必要な信号を送信する方法を設定した上で、当該操作用無線設備を用いて、地球周回人工衛星に搭載された当該衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信することをいう。」と定義されています。 当該業務委託契約の内容が、衛星リモートセンシング装置使用者の指示に基づいて契約相手方に衛星リモートセンシング装置の運用・監視・保守・管理をさせる場合は、原則として、衛星リモートセンシング装置の使用許可は必要ありません。一方、衛星リモートセンシング装置使用者の指示によらず、契約相手方の自らの意志で衛星リモートセンシング装置を使用する場合は、衛星リモートセンシング装置の使用許可が必要となります。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.28	衛星リモートセンシング装置を他者と共同で所有し、タイムシェアリングや地域分割等の一定のルールに基づいて、それぞれの操作用無線設備を通じて衛星リモートセンシング装置の使用を行う計画です。このような使用形態の場合、それぞれが法第4条第2項に基づく衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可申請を行う必要がありますか。
A	衛星リモートセンシング装置の使用は、法第2条第四号の規定で、「自ら又は他の者が管理する操作用無線設備から衛星リモートセンシング装置にその操作を行うために必要な信号を送信する方法を設定した上で、当該操作用無線設備を用いて、地球周回人工衛星に搭載された当該衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信することをいう。」と定義されています。 共同で所有する者それぞれが、法第2条第四号で定義する、衛星リモートセ

	ンシング装置の使用を行うのであれば、それぞれで衛星リモートセンシング装置の使用許可申請が必要となります。ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。
--	--

Q.29	衛星リモートセンシング装置使用者です。顧客に対して撮像のコマンドを入力できるノート PC やソフトウェアを配布します。顧客は法第 4 条第 2 項に基づく衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可申請を行う必要がありますか。
A	衛星リモートセンシング装置の使用は、法第 2 条第四号の規定で、「自ら又は他の者が管理する操作用無線設備から衛星リモートセンシング装置にその操作を行うために必要な信号を送信する方法を設定した上で、当該操作用無線設備を用いて、地球周回人工衛星に搭載された当該衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信することをいう。」と定義されています。 もし顧客が、サービスを簡易的に享受する一環として、衛星リモートセンシング記録のオーダーやリクエストを単に入力できるのみであり、「衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な送信を行うための暗号化等の設定」や「どの時点で検出情報電磁的記録を地上に送信するか」等、衛星リモートセンシング装置を具体的に使用するための実質的な権限を有していない場合においては、原則として、許可申請を行う必要はありません。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.30	衛星リモートセンシング装置使用者です。SAR 衛星の場合、モードによって分解能が異なりますが、法の対象外となる分解能 3m 以上のモードで撮像した画像も法の対象となりますか。
A	規則第 3 条の各号で定めるセンサーの基準を超える対象物判別精度の画像がリモートセンシング記録となります。SAR 衛星の場合、3m 以下のモードで撮像された画像が衛星リモートセンシング記録となり、3m 以上のモードで撮像された画像は衛星リモートセンシング記録には該当しないため法の対象とはなりません。 しかし、衛星リモートセンシング装置は、規則第 2 条の各号で定めるセンサーの基準を超える装置が対象となるため、3m 以下のモードで撮像が可能な衛星リモートセンシング装置で 3m 以上のモードで撮像した場合は、法第 8 条で定める不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための変換符号等の処理や、規則第 13 条で定める帳簿に記載する事項について、法の対象となります。

Q.31	HAPS (High Altitude Platform Station) を用いてのリモートセンシングサービスを予定していますが、法の対象となりますか。
A	HAPS をプラットフォームとするリモートセンシングに関しては、法の対象外となります。

Q.32	ホステッドペイロード形式により、他者が所有・運用する人工衛星（バス）に自社の衛星リモートセンシング装置を搭載し、自ら使用します。この場合、法第4条第2項に基づく衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可申請が必要ですか。
A	規則第2条の各号で定めるセンサーの基準を超える場合は、衛星リモートセンシング装置の使用許可が必要となります。 なお、申請に当たっては、ホステッドペイロード形式により、他者が所有・運用する人工衛星（バス）の構造や性能等が記載された書類を提出する必要があります。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.33	自社が所有・運用する人工衛星において、ホステッドペイロード形式により、他者の衛星リモートセンシング装置を搭載します。この場合、法第4条第2項に基づく衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可申請が必要ですか。また、法第21条第2項に基づく衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定申請が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング装置に使用については、法第2条第四号で、「自ら又は他の者が管理する操作用無線設備から衛星リモートセンシング装置にその操作を行うために必要な信号を送信する方法を設定した上で、当該操作用無線設備を用いて、地球周回人工衛星に搭載された当該衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信することをいう。」と定義されています。自社において、他者の衛星リモートセンシング装置の使用を行わない場合は使用許可は不要です。 また、当該衛星リモートセンシング装置から送信される検出情報電磁的記録を自社が管理する受信設備で受信しないなど、衛星リモートセンシング記録を自社で取扱うことがない場合は、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定も不要です。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.34	コンステレーション衛星リモートセンシング装置使用者です。人工衛星の運用に伴い衛星リモートセンシング装置の終了措置が発生し、もはや使用しない操作用無線設備等、受信設備が一部発生しました。この場合どのような手続き行えばいいですか。
A	当該操作用無線設備等、受信設備を今後も使用しない場合は、機器の撤去等を行った後、操作用無線設備等、受信設備を削除する旨の変更の届出を提出してください。 また、一時的に使用しないで今後使用する予定の場合は、その旨を記載して変更の届出を提出してください。

Q.35	標準データの「記録されてから5年以内」とは、元の生データから標準データに加工された日から5年以内ですか。それとも、衛星リモートセンシング装置で撮像された日から5年以内ですか。
A	標準データの「記録されてから5年以内」とは、衛星リモートセンシング装置で撮像された日から5年以内となります。

1.2. 衛星リモートセンシング装置の使用許可申請等に関するFAQ（37問）

Q.01	上場企業です。許可申請書で記載する申請者の主要出資者に関する事項について、どこまで記載する必要がありますか。
A	規則第4条第3項第二号に基づき、申請者の出資の総額の百分の十以上の出資を有している出資者の氏名又は名称、出資比率及び国籍を記載してください。

Q.02	財団法人の場合は、資本構成についてどのように記載すればいいですか。
A	拠出金等があればそれを記載してください。

Q.03	申請上の操作用無線設備と受信設備が実態として一体的なシステムであるため、分けられません。申請書類上どのように扱えばいいですか。
A	操作用無線設備と受信設備が実態として一体的なシステムとなることはあり得ますが、その場合、操作用無線設備の欄と受信設備の欄に同一の設備であることが分かるようその旨を記載してください。その上で、操作用無線設備と受信設備の関係を示す系統図及びこれらの配置図において状況を明示してください。

Q.04	許可申請書の「住所、氏名又は名称、連絡先」には何を記載すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者が個人の場合にあっては、住民票等に記載された氏名及び住所を記載してください。 外国人の場合は、日本国の承認した外国政府の発行した書類のほか、これに準じる書類に記載された氏名及び住所を記載してください。 法人の場合にあっては、登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。 連絡先については、当該申請に係る担当者の氏名、法人名、担当部署、住所、電話番号、メールアドレス等を記載してください。

Q.05	許可申請書の「衛星リモートセンシング装置の名称」には何を記載すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング装置は、装置ごとに対象物判別精度や当該衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道が異なり、また、これ进行操作するために用いる操作用無線設備が異なることがありますので、衛星リモートセンシング装置ごとに許可を受ける必要があります。 このため、同一の地球周回人工衛星に、種類、構造及び性能が異なる複数の衛星リモートセンシング装置を搭載する場合には、個別に許可を受ける必要があ

	りますので、装置ごとに異なる名称を記載してください。 (例：「CAOSAT」という名称の地球周回人工衛星に異なる3つの衛星リモートセンシング装置を搭載する場合、CAOSAT-1α、CAOSAT-1β、CAOSAT-1γと記載します。) また、種類、構造及び性能が同一の衛星リモートセンシング装置を搭載した複数の地球周回人工衛星を、一体的に運用する場合には、型番、シリーズ名等を記載すること等により各衛星リモートセンシング装置を識別できるように記載してください。 (例：「CAOSAT」という名称の地球周回人工衛星にそれぞれ同一の衛星リモートセンシング装置を搭載して、一体的に運用する場合、CAOSAT-1、CAOSAT-2、CAOSAT-3、CAOSAT-4と記載します。)
--	--

Q.06	許可申請書の「衛星リモートセンシング装置の種類」には何を記載すればいいですか。
A	規則第2条各号に定める4つの区分（光学センサー、SARセンサー、ハイパースペクトルセンサー、熱赤外センサー）のいずれかを記載し、申請書に当該記載内容を確認できる書類を添付してください。 各センサーの対象検出領域は以下を参照してください。 - 光学センサー：0.03 μm～8 μm (紫外：0.03 μm～0.4 μm、可視光：0.4 μm～0.7 μm 近赤外：0.7 μm～1.3 μm、中間赤外：1.3 μm～8 μm) - 熱赤外センサー：8 μm～14 μm - SARセンサー：1 mm～ なお、光学センサーと熱赤外センサーの双方の領域に検出領域を有する場合にあっては、光学センサーと熱赤外センサーの双方を選択してください。 ハイパースペクトルセンサーについては、対象物判別精度とともに、特定の対象物について検出できる波長帯が49を超えるか否かにより該当の有無が判断されることとなります。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.07	許可申請書の「衛星リモートセンシング装置の構造」には何を記載すればいいですか。
A	姿勢制御方式及び軌道制御機能（スラスター）の有無、打上重量、発生電力、設計寿命、通信方式（アップリンク、ダウンリンクそれぞれに用いる帯域）、製造

	者等、申請する衛星リモートセンシング装置の構造が分かる情報及び当該衛星リモートセンシング装置の製造者を記載し、申請書に当該記載内容を確認できる書類を添付してください。
--	---

Q.08	許可申請書の「衛星リモートセンシング装置の性能」には何を記載すればいいですか。
A	法の管理対象となる性能であることが認識できるよう、対象物判別精度（分解能）及び撮像性能に関する事項を記載し、申請書に当該記載内容を確認できる書類を添付してください。 - 光学センサー：パנקロマチックとマルチスペクトルを備える場合は、それぞれの分解能を記載してください。 ※例 パנקロマチック：1.0m、マルチスペクトル：2.0m - SARセンサー：複数のモードを具備する場合は、撮像モードごとの分解能を記載してください。その際、レンジ方向の分解能とアジマス方向の分解能を区別して記載してください。また、撮像時間や運用条件等によって、公称値以上のアジマス分解能の画像を撮像できる可能性があるため、事業において一般的に公表又は使用している公称値ではなく、物理的に可能な計算上の電磁波の周波数の限界値（回折限界）となる値を記載していただく場合がありますので、詳細についてはご相談ください。 ※例 ストリップマップモード（レンジ分解能：1.0m、アジマス分解能：1.0m） スポットライトモード（レンジ分解能：0.5m、アジマス分解能：0.5m） - ハイパースペクトルセンサー：分解能及び検出できる波長帯（バンド数）を記載してください。 ※例 分解能：10m、波長帯：100 - 熱赤外センサー：分解能を記載してください。 ※例 分解能：5m 分解能ほか、観測幅、ポインティング角、オンボードメモリ容量、位置精度等、撮像性能を示す情報についても記載してください。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.09	許可申請書の「衛星リモートセンシング装置の性能」でSARセンサーの分解能はどのように記載すればいいですか。
A	複数のモードを具備している場合は、撮像モードごとの分解能（衛星リモート

	センシング装置の性能上の下限となる分解能)を記載してください。その際、レンジ方向の分解能とアジマス方向の分解能を区別して記載し、申請書に当該記載内容を確認できる書類を添付してください。 また、撮像時間や運用条件等によって、公称値以上のアジマス分解能の画像を撮像できる可能性があるため、事業において一般的に公表又は使用している公称値ではなく、物理的に可能な計算上の電磁波の周波数の限界値(回折限界)となる値を記載していただく場合がありますので、詳細についてはご相談ください。
--	--

Q.10	許可申請書の「衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道」には何を記載すればいいですか。
A	軌道長半径、離心率、軌道傾斜角、昇交点赤経、近地点引数及び近地点通過時刻について、運用上想定する現実的な幅を持たせた数値を記載してください。

Q.11	許可申請書の「操作用無線設備等の場所」には何を記載すればいいですか。
A	操作用無線設備等ごとの所在地及び名称を記載してください。これらの設備や機器等の所在地が複数ある場合は、それぞれの所在地及び名称を記載し、申請書に当該記載内容を確認できる書類を添付してください。 なお、操作用無線設備等については、法第6条第一号及び第二号並びに法第8条に関する基準を満たす必要があり、これら法で定める基準は、規則第7条第1項及び第2項において具体化されています。 このため、申請時に提出する添付書類には、操作用無線設備等が法及び規則で定める基準を満たしていることを詳細に確認できるよう、操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにその管理の方法等を記載するようにしてください。

Q.12	許可申請書の「操作用無線設備等の構造」には何を記載すればいいですか。
A	操作用無線設備等は、一般に ・送信アンテナ ・制御監視装置 ・コマンド生成装置 ・テレメトリ監視装置 ・変換符号等生成、復元装置 ・変復調装置 等の設備や機器等で構成されます。場所ごとの設備や機器等を記載し、申請書に当該記載内容を確認できる書類を添付してください。 なお、操作用無線設備等については、法第6条第一号及び第二号並びに法第8

	条に関する基準を満たす必要があり、これら法で定める基準は、規則第7条第1項及び第2項において具体化されています。 このため、申請時に提出する添付書類には、操作用無線設備等が法及び規則で定める基準を満たしていることを詳細に確認できるよう、操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにその管理の方法等を記載するようにしてください。 また、受信設備としても使用する場合は、その旨記載してください。
--	---

Q.13	許可申請書の「操作用無線設備等の性能」には何を記載すればいいですか。
A	操作用無線設備等が具備する性能として、法第8条第1項で定める変換符号生成機能や、軌道の状況を把握することが可能であることを記載し、申請書に当該記載内容を確認できる書類を添付してください。 なお、操作用無線設備等については、法第6条第一号及び第二号並びに法第8条に関する基準を満たす必要があり、これら法で定める基準は、規則第7条第1項及び第2項において具体化されています。 このため、申請時に提出する添付書類には、操作用無線設備等が法及び規則で定める基準を満たしていることを詳細に確認できるよう、操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにその管理の方法等を記載するようにしてください。

Q.14	許可申請書の「操作用無線設備等の管理の方法」には何を記載すればいいですか。
A	操作用無線設備等の管理者、管理体制、法第8条第1項で定める変換符号及び対応変換符号の管理、規則第10条第1項各号で定める措置等及び、これらの変更又は更新の方法について記載し、申請書に当該記載内容を確認できる書類を添付してください。 また、操作用無線設備等を構成するシステムの一部として電気通信回線を通じて外部に保存するサービス（クラウドサービス等）を利用する場合はその旨を記載するとともに、規則第7条第2項に基づく措置等を確認できる書類を添付してください。 なお、操作用無線設備等については、法第6条第一号及び第二号並びに法第8条に関する基準を満たす必要があり、これら法で定める基準は、規則第7条第1項及び第2項において具体化されています。 このため、申請時に提出する添付書類には、操作用無線設備等が法及び規則で定める基準を満たしていることを詳細に確認できるよう、操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにその管理の方法等を記載するようにしてください。

Q.15	許可申請書の「受信設備の場所」には何を記載すればいいですか。
A	受信設備ごとの所在地及び名称を記載してください。これらの設備や機器等の所在地が複数ある場合は、それぞれの所在地及び名称を記載し、申請書に当該記載内容を確認できる書類を添付してください。 なお、受信設備については、法第 6 条第一号及び第二号並びに法第 8 条に関する基準を満たす必要があり、これら法で定める基準は、規則第 7 条第 1 項及び第 2 項において具体化されています。 このため、申請時に提出する添付書類には、受信設備が法及び規則で定める基準を満たしていることを詳細に確認できるよう、受信設備の場所、構造及び性能並びにその管理の方法等を記載するようにしてください。

Q.16	許可申請書の「受信設備の構造」には何を記載すればいいですか。
A	受信設備は、一般に ・受信アンテナ ・制御監視装置 ・受信データ処理装置 ・変換符号生成、復号装置 ・変復調装置 等の設備や機器等で構成されます。場所ごとの設備や機器等を記載し、申請書に当該記載内容を確認できる書類を添付してください。 なお、受信設備については、法第 6 条第一号及び第二号並びに法第 8 条に関する基準を満たす必要があり、これら法で定める基準は、規則第 7 条第 1 項及び第 2 項において具体化されています。 このため、申請時に提出する添付書類には、受信設備が法及び規則で定める基準を満たしていることを詳細に確認できるよう、受信設備の場所、構造及び性能並びにその管理の方法等を記載するようにしてください。 また、操作用無線設備等としても使用する場合は、その旨も記載してください。

Q.17	許可申請書の「受信設備の性能」には何を記載すればいいですか。
A	受信設備が具備する性能を示し、法第 8 条第 2 項で定める対応記録変換符号による復元機能を有することを記載し、申請書に当該記載内容を確認できる書類を添付してください。 なお、受信設備については、法第 6 条第一号及び第二号並びに法第 8 条に関する基準を満たす必要があり、これら法で定める基準は、規則第 7 条第 1 項及び第 2 項において具体化されています。

	このため、申請時に提出する添付書類には、受信設備が法及び規則で定める基準を満たしていることを詳細に確認できるよう、受信設備の場所、構造及び性能並びにその管理の方法等を記載するようにしてください。
--	---

Q.18	許可申請書の「受信設備の管理の方法」には何を記載すればいいですか。
A	受信設備の管理者、管理体制、法第8条第2項で定める記録変換符号及び対応記録変換符号の管理、規則第11条各号で定める措置等及び、これらの変更又は更新の方法について記載し、申請書に当該記載内容を確認できる書類を添付してください。 また、受信設備を構成するシステムの一部として電気通信回線を通じて外部に保存するサービス（クラウドサービス等）を利用する場合はその旨を記載するとともに、規則第7条第2項に基づく措置等を確認できる書類を添付してください。 なお、受信設備については、法第6条第一号及び第二号並びに法第8条に関する基準を満たす必要があり、これら法で定める基準は、規則第7条第1項及び第2項において具体化されています。 このため、申請時に提出する添付書類には、受信設備が法及び規則で定める基準を満たしていることを詳細に確認できるよう、受信設備の場所、構造及び性能並びにその管理の方法等を記載するようにしてください。

Q.19	許可申請書の「衛星リモートセンシング記録の管理の方法」には何を記載すればいいですか。
A	規則第7条第1項各号で定める衛星リモートセンシング記録の安全管理措置の状況を確認できる書類等の名称を記載し、申請書に当該書類等を添付してください。枠内にすべての書類等の名称を書ききれない場合は、別紙を作成し申請書に添付してください。 なお、安全管理措置に係る書類等は一例として、以下のような書類が想定されます。 ・ 組織的安全管理措置については、衛星リモートセンシング記録の安全管理に係る基本方針、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の責任及び権限並びに業務の明確化等、規則第7条第1項第一号イ（一）～（五）で定める措置が確認できる社内規程等 ・ 人的安全管理措置については、欠格事由に該当しないことや教育及び訓練を行っていること等、規則第7条第1項第一号ロ（一）～（三）で定める措置が確認できる取扱者名簿等

	・ 物理的安全管理措置については、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の場所、当該設備への立入り及び事故防止のためのセキュリティ等、規則第7条第1項第一号ハ（一）～（三）で定める措置が確認できる平面図等 ・ 技術的安全管理措置については、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の不正アクセスの防止、動作の記録、衛星リモートセンシング記録の移送・送信時の保護措置等、規則第7条第1項第一号ニ（一）～（五）で定める措置が確認できる社内規程等 また、衛星リモートセンシング記録の管理において、規則第7条第2項で定めるサービスを利用して管理する場合は、その旨を記載するとともに、規則第7条第2項に基づく措置等を確認できる書類を添付してください。
--	---

Q.20	許可申請書の「申請者が個人である場合には、死亡時代理人の氏名又は名称及び住所」には何を記載すればいいですか。
A	死亡時代理人が個人の場合にあつては、住民票に記載された氏名及び住所を、法人の場合にあつては登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。

Q.21	許可申請書の「申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合には、これらの管理を行う者の氏名又は名称及び住所」には何を記載すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング装置への送信（アップリンク）に申請者以外の者が管理を行う操作用無線設備等（海外の操作用無線設備等を含む。）を使用する場合があります。その場合は必要な添付書類とともに管理を行う者の氏名又は名称及び住所を記載してください。 複数の操作用無線設備等を使用する場合はそれぞれの管理を行う者を記載してください。 なお、次のケースは、申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合に該当しません。 ・ 操作用無線設備等を構成するシステム間において他社の電気通信回線を利用する場合 ・ 操作用無線設備等を構成するシステムの一部として電気通信回線を通じて外部に保存するサービス（クラウドサービス等）を利用する場合（この場合は、「操作用無線設備等の管理の方法」にその旨を記載するとともに、規則第7条第2項に基づく措置等を確認できる書類を添付してください。）

Q.22	許可申請書の「申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所」には何を記載すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング装置から地上への送信（ダウンリンク）に申請者以外の者が管理する受信設備（海外の受信設備を含む。）を使用する場合があります。その場合は必要な添付書類とともに管理を行う者の氏名又は名称及び住所を記載してください。 複数の受信設備を使用する場合はそれぞれの管理を行う者を記載してください。 なお、次のケースは、申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合に該当しません。 ・ 受信設備を構成するシステム間において他社の電気通信回線を利用する場合 ・ 受信設備を構成するシステムの一部として電気通信回線を通じて外部に保存するサービス（クラウドサービス等）を利用する場合（この場合は、「受信設備の管理の方法」にその旨を記載するとともに、規則第 7 条第 2 項に基づく措置等を確認できる書類を添付してください。）

Q.23	許可申請書の「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第 4 条第 2 項第四号に定める機能」には何を記載すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング装置内で、A I 等により撮像等を自動的に計画、判断又は管理等を行う機能を有している場合は、衛星リモートセンシング装置の使用状況等を正確に把握するため、当該機能の概要やアルゴリズム等を説明する書類の名称を記載し、申請書に当該書類を添付してください。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.24	許可申請書の「衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所」には何を記載すればいいですか。
A	役員又は使用人（権限及び責任を有する者）の住民票等に記載された氏名及び住所を記載してください。 なお、使用人とは、規則第 5 条に基づく、申請者の使用人であって、衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務に関する権限及び責任を有する者をいいます。

Q.25	許可申請書の「操作用無線設備等、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図」には何を記載すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング装置を使用するため、操作用無線設備等、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置がどのようなネットワークや機能の相互関係で、かつ、具体的にどのように配置されているのか等を示す系統図及び配置図が確認できる図面の名称を記載し、申請書に当該図面を添付してください。

Q.26	許可申請書の「衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法」には何を記載すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング装置の使用に伴い、当該衛星リモートセンシング装置から取得した衛星リモートセンシング記録を取り扱うことが想定されます。 衛星リモートセンシング記録の利用の目的については、事業活動（地理空間情報分野、防災分野等）や学術研究（宇宙科学技術の水準の向上等）等、利用の目的を具体的に記載してください。 また、衛星リモートセンシング記録の利用の方法については、データの加工及び処理、第三者への提供等、利用する方法を具体的に記載してください。 複数分野が想定される場合はいずれの項目についても記載してください。

Q.27	許可申請書の「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第8条第1項及び第2項に定める不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置」には何を記載すればいいですか。
A	法第8条第1項及び第2項に基づき、規則第10条第1項各号で定める、不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置の方法や実施状況などが具体的に確認できる書類の名称を記載し、許可申請書に当該書類を添付してください。

Q.28	許可申請書の「主要出資者の名称」には何を記載すればいいですか。
A	申請者の主要出資者を記載してください。 なお、主要出資者とは、出資の総額の百分の十以上の出資を有している出資者に限ります。

Q.29	許可申請書の「出資比率」には何を記載すればいいですか。
A	主要出資者の出資比率を記載してください。 なお、主要出資者とは、出資の総額の百分の十以上の出資を有している出資者に限ります。

Q.30	許可申請書の「国籍」には何を記載すればいいですか。
A	主要出資者の国籍を記載してください。 なお、主要出資者とは、出資の総額の百分の十以上の出資を有している出資者に限ります。

Q.31	許可申請書の「主要取引先」には何を記載すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング装置の使用に当たり外部からの影響等を確認するため、当該装置や関連するシステム及びソフトウェアの主要な製造元、衛星リモートセンシング記録の仕入れ先・提供先・販売先等を記載してください。

Q.32	衛星リモートセンシング装置の使用許可申請において、申請者が個人である場合、どのような書類を添付すればいいですか。
A	規則第 4 条第 2 項第一号イに基づき、申請者が個人である場合は、次に掲げる書類を添付してください。 1) 住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。） 2) 法第 5 条第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 3) 使用人及び死亡時代理人に係る次に掲げる書類 a) 住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。） b) 当該使用人にあつては法第 5 条第 1 号から第 4 号まで、当該死亡時代理人にあつては法第 5 条第 1 号から第 6 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

Q.33	衛星リモートセンシング装置の使用許可申請において、申請者が法人である場合、どのような書類を添付すればいいですか。
A	規則第 4 条第 2 項第一号ロに基づき、申請者が法人である場合は、次に掲げる書類を添付してください。 1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

	外国法人においては、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、当該法人の登記事項証明書又は印鑑登録証明のほか、官公庁から発行され、若しくは発給された書類又はこれに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものを提出してください。 2) 法第 5 条第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 3) 法第 5 条第 5 号に定める役員及び使用人に係る次に掲げる書類 a) 住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。） b) 法第 5 条第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
--	---

Q.34	規則第 4 条第 2 項第六号で定める「その他内閣総理大臣が必要と認める書類」には、どのような書類を添付すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング装置の使用許可における審査過程において、追加的に資料の提出を依頼することがあり得、一例として、以下のような書類を想定しています。 - 電波法の規定に基づき、無線局の開設等の申請を行った場合 当該申請に係る無線局事項書及び工事設計書等、申請の状況を確認できる書類の写し。 - 電気通信回線を通じて外部に保存するサービスを使用する場合 規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、電気通信回線を通じて外部に保存するサービスを使用する場合にあっては、当該サービス事業者との間において安全管理措置を確保していることを確認できる契約書等の写し。 その他、審査過程の中で追加的に資料を提出していただくこともあります。

Q.35	衛星リモートセンシング装置使用者です。バックアップ等で通常は使用しない操作用無線設備等や受信設備は、許可申請書にどのように記載すればいいですか。
A	設備の用途・性格に関わらず、衛星リモートセンシング装置を使用することが可能な操作用無線設備等、受信設備は全て許可申請書に記載する必要があります。操作用無線設備等、受信設備の構造を記載する際にバックアップ等用途を追記してください。 また、コンステレーション衛星リモートセンシング装置で、使用する衛星リモ

	ートセンシング装置が未定な場合は、操作用無線設備等や受信設備が対応する可能性のある衛星リモートセンシング装置を全て記載してください。 なお、後から、操作用無線設備等や受信設備の追加を行う場合は、法第7条第1項に基づく変更の許可が必要となります。
--	--

Q.36	衛星リモートセンシング装置の使用者です。新しい受信設備の追加に伴い、法第7条第2項に基づく変更の許可申請を行う予定です。 しかし、当該受信設備を管理する者が、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を申請中です。この場合、規則第4条第2項第三号で定める認定証の写しの提出はどうすればいいですか。
A	変更の許可申請の際、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へご相談ください。

Q.37	衛星リモートセンシング装置使用者です。災害等の緊急の撮像に対応するため、初めて遠隔取扱い装置の導入を予定しています。この場合、どのような手続きを行えばいいですか。
A	初めて遠隔取扱い装置を用いて衛星リモートセンシング装置を操作することから、法第4条第2項第四号で定める操作用無線設備等を新たに追加することとなります。 このため、法第7条第1項の規定に基づき、変更の許可申請を行ってください。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

1.3. 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定申請に関するFAQ(21問)

Q.01	様式第 13 の衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定申請書で、「申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合にはその管理を行う者の氏名又は名称及び住所」とありますが、どのような場合が該当しますか。
A	衛星リモートセンシング装置から送信される検出情報電磁的記録の受信に、他者が管理する受信設備を使用する場合が該当します。 例として、地上システムを管理しており、検出情報電磁的記録を受信する受信設備を他者が管理する場合等が該当します。
Q.02	上場企業です。認定申請書で記載する申請者の主要出資者に関する事項について、どこまで記載する必要がありますか。
A	規則第 23 条第 3 項第二号に基づき、申請者の出資の総額の百分の十以上の出資を有している出資者の氏名又は名称、出資比率及び国籍を記載してください。
Q.03	財団法人の場合は、資本構成についてどのように記載すればいいですか。
A	拠出金等があればそれを記載してください。
Q.04	認定申請書の「住所、氏名又は名称、連絡先」には何を記載すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けようとする者が個人の場合にあつては、住民票等に記載された氏名及び住所を記載してください。 外国人の場合は、日本国の承認した外国政府の発行した書類のほかこれに準じる書類に記載された氏名及び住所を記載してください。 法人の場合にあつては、登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。 連絡先については、当該申請に係る担当者の氏名、法人名、担当部署、住所、電話番号、メールアドレス等を記載してください。
Q.05	認定申請書の「衛星リモートセンシング記録の区分」には何を記載すればいいですか。
A	取り扱おうとする衛星リモートセンシング記録については、規則第 22 条の規定に基づく衛星リモートセンシング記録の区分及び衛星リモートセンシング記録の内容を記載してください。 なお、複数の衛星リモートセンシング記録の区分の取り扱いを行う場合は、それぞれの区分と内容を記載してください。

Q.06	認定申請書の「衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法」には何を記載すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング記録保有者から、衛星リモートセンシング記録の提供を受けて、衛星リモートセンシング記録を取り扱うことなどが想定されます。 衛星リモートセンシング記録の利用の目的については、事業活動（地理空間情報分野、防災分野等）や学術研究（宇宙科学技術の水準の向上等）等、利用の目的を具体的に記載してください。 また、衛星リモートセンシング記録の利用の方法については、データの加工及び処理、第三者への提供等、利用する方法を具体的に記載してください。 複数分野が想定される場合はいずれの項目についても記載してください。

Q.07	認定申請書の「衛星リモートセンシング記録の管理の方法」には何を記載すればいいですか。
A	規則第 7 条第 1 項各号で定める衛星リモートセンシング記録の安全管理措置の状況を確認できる書類等の名称を記載し、申請書に当該書類等を添付してください。枠内にすべての書類等の名称を書ききれない場合は、別紙を作成し申請書に添付してください。 なお、安全管理措置に係る書類等は一例として、以下のような書類が想定されます。 ・ 組織的安全管理措置については、衛星リモートセンシング記録の安全管理に係る基本方針、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の責任及び権限並びに業務の明確化等、規則第 7 条第 1 項第一号イ（一）～（五）で定める措置が確認できる社内規程等 ・ 人的安全管理措置については、欠格事由に該当しないことや教育及び訓練を行っていること等、規則第 7 条第 1 項第一号ロ（一）～（三）で定める措置が確認できる取扱者名簿等 ・ 物理的安全管理措置については、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の場所、当該設備への立入り及び事故防止のためのセキュリティ等、規則第 7 条第 1 項第一号ハ（一）～（三）で定める措置が確認できる平面図等 ・ 技術的安全管理措置については、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の不正アクセスの防止、動作の記録、衛星リモートセンシング記録の移送・送信時の保護措置等、規則第 7 条第 1 項第一号ニ（一）～（五）で定める措置が確認できる社内規程等。 また、衛星リモートセンシング記録の管理において、規則第 7 条第 2 項で定め

	るサービスを利用して管理する場合は、その旨を記載するとともに、規則第 7 条第 2 項に基づく措置等を確認できる書類を添付してください。
--	--

Q.08	認定申請書の「衛星リモートセンシング記録を受信設備で受信する場合には、その場所」には何を記載すればいいですか。
A	申請者自らが管理する受信設備を用いる場合は、その場所を記載してください。 また、申請者以外の者が管理する受信設備も併せて用いる場合は、申請者以外の者が管理する受信設備の場所も記載してください。その際、申請者が管理する受信設備と申請者以外の者が管理する受信設備が判別できるように記載してください。 場所について、受信設備は一般に受信局の制御監視、受信データの処理、変換符号等の生成・復元等を行う通信所（受信処理システム等）と検出情報電磁的記録（撮像データ）の受信、変復調等を行う受信局（アンテナ、変復調設備等）により構成され、これらの設備の所在地が複数あるは、それぞれの所在地を記載し、申請書に当該記載内容が確認できる書類を添付してください。

Q.09	認定申請書の「申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所」には何を記載すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング装置から地上への送信（ダウンリンク）に申請者以外の者が管理する受信設備（海外の受信設備を含む）を使用する場合があります。 複数の受信設備を使用する場合は、それぞれの管理を行う者を記載し、申請者以外の者が保有する衛星リモートセンシング装置の使用許可証又は衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定証の写しを添付してください。 なお、次のケースは、申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合に該当しません。 ・ 受信設備を構成するシステム間において他社の回線を利用する場合 ・ 受信設備を構成するシステムの一部として電気通信回線を通じて外部に保存するサービス（クラウドサービス等）を利用する場合（この場合は、申請書の「衛星リモートセンシング記録の管理の方法」にその旨を記載するとともに、規則第 7 条第 2 項に基づく措置等を確認できる書類を添付してください。）

Q.10	認定申請書の「衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所」には何を記載すればいいですか。
A	役員又は使用人（権限及び責任を有する者）の住民票等に記載された氏名及び住所を記載してください。 なお、使用人とは、規則第 24 条に基づく、申請者の使用人であって、衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務に関する権限及び責任を有する者をいいます。

Q.11	認定申請書の「受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図」には何を記載すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング記録を取り扱うため、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置がどのようなネットワークや機能の相互関係で、かつ、具体的にどのように配置されているのか等を示す系統図及び配置図が確認できる書類の名称を記載し、申請書に当該書類を添付してください。

Q.12	認定申請書の「主要出資者の名称」には何を記載すればいいですか。
A	申請者の主要な出資者を記載してください。 なお、主要出資者は、出資の総額の百分の十以上の出資を有している出資者に限ります。

Q.13	認定申請者の「出資比率」には何を記載すればいいですか。
A	主要な出資者の出資比率を記載してください。 なお、主要出資者は、出資の総額の百分の十以上の出資を有している出資者に限ります。

Q.14	認定申請書の「国籍」には何を記載すればいいですか。
A	主要な出資者の国籍を記載してください。 なお、主要出資者は、出資の総額の百分の十以上の出資を有している出資者に限ります。

Q.15	認定申請書の「主要取引先」には何を記載すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング記録を取扱いに当たり外部からの影響等を確認するため、衛星リモートセンシング記録を取り扱うためのシステム及びソフトウェ

	アの主要な製造元、衛星リモートセンシング記録の仕入れ先・提供先・販売先等を記載してください。
--	--

Q.16	衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定申請書において、申請者が個人である場合、どのような書類を添付すればいいですか。
A	規則第 23 条第 2 項第一号イに基づき、申請者が個人である場合は、次に掲げる書類を添付してください。 1) 住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。） 2) 法第 21 条第 3 項第 1 号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 3) 使用人に係る次に掲げる書類 a) 住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。） b) 当該使用人が法第 21 条第 3 項第一号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

Q.17	衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定申請書において、申請者が法人である場合、どのような書類を添付すればいいですか。
A	規則第 23 条第 2 項第一号ロに基づき、申請者が法人である場合は、次に掲げる書類を添付してください。 1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの 外国法人においては、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、当該法人の登記事項証明書又は印鑑登録証明のほか、官公庁から発行され、若しくは発給された書類又はこれに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものを提出ください。 2) 法第 21 条第 3 項第 1 号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 3) 役員及び使用人に係る次に掲げる書類 a) 住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。） b) 法第 21 条第 3 項第 1 号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

Q.18	規則第 23 条第 2 項第三号で定める「その他内閣総理大臣が必要と認める書類」には、どのような書類を添付すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定における審査過程において、追加的に資料の提出を依頼することがあり得、一例として、以下のような書類が想定されます。 ・ 電波法の規定に基づき、無線局の開設等の申請を行った場合 当該申請に係る無線局事項書及び工事設計書等、申請の状況を確認できる書類の写し。 ・ 規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、電気通信回線を通じて外部に保存するサービスを使用する場合にあっては、当該サービス事業者との間において安全管理措置を確保していることを確認できる契約書等の写し。 その他、審査過程の中で追加的に資料を提出いただくこともあります。

Q.19	事業の見直しにより、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定が不要となりました。認定証を返納する必要はありますか。
A	規則第 26 条第 3 項の規定で、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けた者は、交付を受けた認定証を内閣総理大臣に返納できるとしています。 認定証が不要となった場合は、速やかに認定証を返納してください。

Q.20	来月、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定証の交付を受けてから、5 年が経過するため、認定の更新を予定しています。どのような手続きを行えばいいですか。
A	認定証の更新を行う場合は、規則第 27 条第 1 項に基づき、有効期間満了の日の 30 日前までに、様式第 15 による認定更新申請書に規則第 23 条第 2 項各号に掲げる書類及び認定証の写しを添えて提出してください。

Q.21	誤って認定証を紛失してしまいました。どのような手続きを行えばいいですか。
A	法第 21 条第 5 項の規定で、認定証を亡失し、又は認定証が滅失したときは、速やかにその旨を届け出て、認定証の再交付を受けなければならないとされています。 再交付を受けようとする者は、規則第 28 条の規定に基づき、様式第 16 による再交付申請書を提出してください。 なお、認定証の再交付を受けた後、紛失した認定証を発見した際は、法第 24 条に基づき、遅滞なく、発見した認定証を返納しなければなりません。

1.4. 法で使用される用語の定義及び解釈等に関するFAQ（46問）

Q.01	法第4条第2項第四号で規定する、「操作用無線設備等の管理の方法」とは、具体的にどのようなものですか。
A	操作用無線設備等の管理者、管理体制、法第8条第1項で定める変換符号及び対応変換符号の管理、規則第10条第1項各号で定める措置等及び、これらの変更又は更新の方法になります。

Q.02	規則第23条第2項第二号で「申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る第八条の許可証の写し又は法第二十一条第四項の認定証の写し」を提出するとありますが、どのような場合が該当しますか。
A	衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けようとする者が衛星リモートセンシング記録の受信を行う主体であって、受信設備として自社以外の衛星リモートセンシング装置使用者又は他の衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けた者（衛星リモートセンシング記録の区分が同じ者に限る。）が管理する受信設備を使用する場合が該当します。

Q.03	衛星リモートセンシング装置の使用許可及び衛星リモートセンシング装置を取り扱う者の認定申請時に求められる役員又は使用人とは、具体的にどのような者になりますか。
A	役員とは、申請者が法人であって、衛星リモートセンシング装置の使用や衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行う者です。 使用人とは、申請者の使用人であって、当該申請者の衛星リモートセンシング装置の使用や衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務に関する権限及び責任を有する者になります。

Q.04	衛星リモートセンシング記録を取扱うとは具体的にどのような行為ですか。
A	衛星リモートセンシング記録の利用、送信、格納、編集、分類、分析、評価、加工等を行うことや衛星リモートセンシング記録を他者に提供・販売・頒布する行為が該当します。

Q.05	法第2条第八号で定める衛星リモートセンシング記録保有者と法第21条第1項で定める衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けた者との関係はどうなっていますか。
A	衛星リモートセンシング記録保有者には、法第2条第七号で定める特定取扱

	機関以外の衛星リモートセンシング記録を保有する者が全て含まれ、法第 4 条第 1 項の衛星リモートセンシング装置使用者、法第 21 条第 1 項の衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けた者、法第 18 条第 3 項の人命救助等緊急の必要により衛星リモートセンシング記録の提供を受けた者の全てが「衛星リモートセンシング記録保有者」に該当します。
--	--

Q.06	衛星リモートセンシング装置の使用許可又は衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定の申請の際、法人の場合にあつては、役員及び使用人の住民票の写し又はこれに代わる書類を提出するとありますが、運転免許証のコピー等で対応することは可能でしょうか。また、外国申請者の場合のこれに代わる書類として、パスポートの写しをもって対応することは可能ですか。
A	「住民票の写し又はこれに代わる書類」は、提出書類の原本性を確保するため、公的機関が発行する書類の提出をお願いしており、運転免許証のコピーでも対応することは可能ですが、別途本籍の確認を行わせていただくことがあります。 また、外国申請者については、同様の書類を発行する制度の有無が国により一概ではないため、国籍が確認できる書類の複写(パスポートの複写など)をもって対応することを可能とします。

Q.07	規則第 4 条第 2 項第一号及び規則第 23 条第 2 項第一号で定める欠格事由に該当しないことを誓約する書類について、様式の指定はありますか。
A	様式の指定はありませんので、書面に法第 5 条及び法第 21 条第 3 項第一号で定める欠格事由の内容を記載し、これに該当しないことを誓約することを記載してください。

Q.08	日本に拠点を有さない（法人登記を行っていない）外国法人であり、衛星リモートセンシング装置使用者への受信局の提供を想定しています。衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を申請するにあたり、登記事項証明書に準ずるものとしてどのようなものを提出すればいいですか。
A	日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、当該法人の登記事項証明書又は印鑑登録証明のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類このほかこれに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものをご用意ください。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.09	衛星リモートセンシング装置の使用許可及び衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定申請時に提出した誓約書において、記載した役職のみが変更になった場合、改めて誓約書を提出する必要がありますか。
A	役職のみの変更で許可及び認定申請時の権限等に変更がなければ、再提出の必要はありません。

Q.10	受信設備には、受信用のアンテナの他、画像処理システムのサーバや端末は含まれますか。
A	受信設備は、法第4条第2項第五号の規定で「衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するために必要な無線設備」と定義されており、法第8条第2項で定める、対応変換符号を用いて復元することができる装置までが、受信設備となります。 このため、検出情報電磁的記録を加工する画像処理システムのサーバや端末は、原則として受信設備には含まれません。

Q.11	操作用無線設備の範囲はどこまでになりますか。管制システムのコンピュータや操作端末を含みますか。
A	操作用無線設備は、法第2条第三号の規定で、「衛星リモートセンシング装置の地上放射等電磁波を検出する機能を作動させる時間、検出情報が記録された電磁的記録を地上に送信する時間、その送信の際に用いる通信の方法及び対象物判別精度の決定及び変更その他の衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を当該衛星リモートセンシング装置に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備」と定義されています。 このため、衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を送信する機能を有する制御システムのコンピュータや操作端末（システムを構成する機器等も含む。）は、操作用無線設備に含みます。一方、人工衛星の管制や衛星バスの機能維持のための管制システムのコンピュータや操作端末は原則として含まれません。

Q.12	衛星リモートセンシング装置のテレメトリの受信を行う設備は、操作用無線設備又は受信設備のいずれに該当しますか。
A	テレメトリデータはリモートセンシング記録に該当しないため、受信設備には該当しません。 他方、テレメトリデータの受信は衛星リモートセンシング装置の状況を把握

	し、運用計画を立案しコマンドを作成する観点から操作用無線設備の使用と不可分の位置づけにあるため、操作用無線設備に該当します。
--	--

Q.13	衛星リモートセンシング装置及び衛星リモートセンシング記録の「対象物判別精度」は、どの軌道高度上の数値に基づいて衛星リモートセンシング装置の使用許可申請をする必要がありますか。 また、VLEO (Very Low Earth Orbit) のように、軌道高度を変化させることのできる人工衛星や楕円軌道の場合はどうなりますか。
A	申請は、許可申請書の「衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道」に記載する軌道高度上での対象物判別精度を記載して申請をしてください。 また、軌道高度を任意に変化できる人工衛星や楕円軌道上を動く人工衛星の場合は、それらの軌道上で変化し得る範囲の全ての対象物判別精度（例：“0.5m～2.0m”）を記載して申請をしてください。

Q.14	非常に昔に運用中止した衛星の生データを、解析のため研究機関に提供することを検討しています。法第2条第六号で定める衛星リモートセンシング記録に該当しますか。
A	法律が施行された平成 29 年 11 月 15 日以前に運用を停止した地球周回人工衛星に搭載されたセンサーはリモートセンシング装置に該当しないため、当該装置から撮像された画像データは衛星リモートセンシング記録には該当しません。

Q.15	法で規定している「人工衛星」とは何ですか。
A	法第2条第一号の規定で、「地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用する人工の物体」と定義しています。

Q.16	HAPS (High Altitude Platform Station) やドローンは「人工衛星」に該当しますか。
A	人工衛星は、法第2条第一号の規定で、「地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用する人工の物体」と定義されており、HAPS やドローン等、成層圏以下の高度を飛行する人工の物体は、地球上の軌道を周回する人工の物体ではありませんので、法で定義する人工衛星には該当しません。

Q.17	宇宙ステーションは「人工衛星」に該当しますか。
A	人工衛星は、法第2条第一号の規定で、「地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用する人工の物体をいう。」と定義されており、宇宙ステーションは、地球から約400kmの高度を周回している人工の物体であることから、法で定義する人工衛星に該当します。

Q.18	法で規定している「地球周回人工衛星」とは何ですか。
A	法第2条第二号の規定で、「地球を回る軌道に投入して使用する人工衛星」と定義しています。

Q.19	法で規定している「地上放射等電磁波」とは何ですか。
A	法第2条第二号の規定で、「地球周回人工衛星に搭載されて、地表若しくは水面又はこれらの上空に存在する物により放射され、又は反射された電磁波」と定義しています。

Q.20	法で規定している「検出情報」とは何ですか。
A	法第2条第二号の規定で、「地球周回人工衛星に搭載されて、地上放射等電磁波を検出し、その強度、周波数及び位相に関する情報並びにその検出した時の当該地球周回人工衛星の位置その他の状態に関する情報」と定義しています。

Q.21	法で規定している「対象物判別精度」とは何ですか。
A	法第2条第二号の規定で、「地球周回人工衛星に搭載されて、地上放射等電磁波を検出し、検出情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）として記録し、並びにこれを地上に送信する機能を有する装置であって、これらの機能を適切な条件の下で作動させた場合に地上において受信した当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに判別ができる物の程度」と定義しています。

Q.22	法で規定している「検出情報電磁的記録」とは何ですか。
A	法第2条第三号の規定で、「衛星リモートセンシング装置の地上放射等電磁波を検出する機能を作動させる時間、検出情報が記録された電磁的記録」と定義しています。

Q.23	法で規定している「操作用無線設備」とは何ですか。
A	法第2条第三号の規定で、「衛星リモートセンシング装置の地上放射等電磁波を検出する機能を作動させる時間、検出情報が記録された電磁的記録を地上に送信する時間、その送信の際に用いる通信の方法及び対象物判別精度の決定及び変更その他の衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を当該衛星リモートセンシング装置に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備」と定義しています。

Q.24	法で規定している「操作用無線設備」ですが、電波法の適用対象外である光やレーザーを用いた衛星・衛星間通信や衛星・地上間通信を行うための装置は含まれますか。
A	操作用無線設備は、法第2条第三号の規定で、「衛星リモートセンシング装置の地上放射等電磁波を検出する機能を作動させる時間、検出情報が記録された電磁的記録を地上に送信する時間、その送信の際に用いる通信の方法及び対象物判別精度の決定及び変更その他の衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を当該衛星リモートセンシング装置に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備」と定義しています。 一例として、光データ中継衛星を用いて、衛星リモートセンシング装置と光データ中継衛星間で光通信を用いてコマンド等の送受信を行う場合、光データ中継衛星及び送受信局が「操作用無線設備」に該当します。

Q.25	衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号はAI(人工知能)が自動判定する仕組みを取り入れています。そのシステムは「操作用無線設備」に含まれますか。
A	操作用無線設備は、法第2条第三号の規定で、「衛星リモートセンシング装置の地上放射等電磁波を検出する機能を作動させる時間、検出情報が記録された電磁的記録を地上に送信する時間、その送信の際に用いる通信の方法及び対象物判別精度の決定及び変更その他の衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を当該衛星リモートセンシング装置に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備」と定義されています。 また、衛星リモートセンシング装置の使用は、法第2条第四号の規定で、「自ら又は他の者が管理する操作用無線設備から衛星リモートセンシング装置にその操作を行うために必要な信号を送信する方法を設定した上で、当該操作用無線

	設備を用いて、地球周回人工衛星に搭載された当該衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信すること」と定義されています。 このため、AI の判定により衛星リモートセンシング装置の操作が行われるシステムが置かれる設備は、操作用無線設備に含まれます。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。
--	---

Q.26	衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号はクラウド上で計画・判定・処理を行った上で操作のコマンドを生成します。クラウドサービスは「操作用無線設備」に含まれますか。
A	操作用無線設備は、法第 2 条第三号の規定で、「衛星リモートセンシング装置の地上放射等電磁波を検出する機能を作動させる時間、検出情報が記録された電磁的記録を地上に送信する時間、その送信の際に用いる通信の方法及び対象物判別精度の決定及び変更その他の衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を当該衛星リモートセンシング装置に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備」と定義されています。 また、衛星リモートセンシング装置の使用は、法第 2 第四号の規定で、「自ら又は他の者が管理する操作用無線設備から衛星リモートセンシング装置にその操作を行うために必要な信号を送信する方法を設定した上で、当該操作用無線設備を用いて、地球周回人工衛星に搭載された当該衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信すること」と定義されています。 この場合、クラウド上で衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を計画・判定・処理等を行わせるため、当該クラウドにアクセスできる電子計算機等が置かれる設備が、操作用無線設備に含まれます。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.27	法で規定している「特定使用機関」とは何ですか。
A	法第 2 条第五号の規定で、「衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができるものとして政令で定める国又は地方公共団体の機関」と定義しており、政令第 1 条で定める国又は地方公共団体の機関となります。 なお、現在政令で定めている特定使用機関は「内閣官房」となります。

Q.28	法で規定している「衛星リモートセンシング記録」とは何ですか。
A	法第2条第六号の規定で、「特定使用機関以外の者による国内に所在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置の使用により地上に送信された検出情報電磁的記録及び当該検出情報電磁的記録に加工を行った電磁的記録のうち、対象物判別精度、その加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して、その利用により宇宙基本法第14条に規定する国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあるものとして規則で定める基準に該当するもの並びにこれらを電磁的記録媒体に複写したもの」と定義しています。

Q.29	法で規定している「衛星リモートセンシング装置」とは何ですか。
A	法第2条第二号の規定で、地球周回人工衛星に搭載されて、地上放射等電磁波を検出し、検出情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）として記録し、並びにこれを地上に送信する機能を有する装置であって、これらの機能を適切な条件の下で作動させた場合に地上において受信した当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに判別ができる物の程度が車両、船舶、航空機その他の移動施設の移動を把握するに足りるものとして内閣府令で定める基準に該当し、かつ、これらの機能を作動させ、又は停止させるために必要な信号及び当該電磁的記録を他の無線設備（電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電氣的設備及びこれと電気通信回線で接続した電子計算機をいう。）との間で電磁波を利用して送信し、又は受信することのできる無線設備を備えるもの」と定義しています。

Q.30	打上げ用ロケットや宇宙往還機に搭載した機体や地上を撮影するオンボードカメラは、「衛星リモートセンシング装置」に該当しますか。
A	衛星リモートセンシング装置は、法第2条第二号の規定で、「地球を回る軌道に投入して使用する人工衛星に搭載されて、地表若しくは水面を検出し、その強度、周波数及び位相に関する情報並びにその検出した時の当該地球周回人工衛星の位置その他の状態に関する情報を電磁的記録として記録し、並びにこれを地上に送信する機能を有する装置であって、これらの機能を適切な条件の下で作動させた場合に地上において受信した当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに判別ができる物

	の程度が車両、船舶、航空機その他の移動施設の移動を把握するに足りるものとして内閣府令で定める基準に該当し、かつ、これらの機能を作動させ、又は停止させるために必要な信号及び当該電磁的記録を他の無線設備との間で電磁波を利用して送信し、又は受信することのできる無線設備を備えるものをいう。」と定義しています。 このため、打上げ用ロケットや宇宙往還機に搭載したオンボードカメラは、地球を回る軌道に投入して使用する人工衛星ではないため、原則として衛星リモートセンシング装置には該当しません。
--	--

Q.31	法で規定している「特定取扱機関」とは何ですか。
A	法第2条第七号の規定で、「特定使用機関及び衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができるものとして政令で定める国若しくは地方公共団体の機関又は外国の政府機関」と定義しており、政令第2条第1項第一号及び第二号の規定で国又は地方公共団体の機関を政令第2条第2項の規定で外国の政府機関を定めています。

Q.32	法で規定している「衛星リモートセンシング記録保有者」とは何ですか。
A	法第2条第八号の規定で、「衛星リモートセンシング記録を保有するもの（特定取扱機関を除く。）」と定義しています。 法第4条第1項の衛星リモートセンシング装置使用者、法第21条第1項の衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けた者、法第18条第3項の人命救助等緊急の必要により衛星リモートセンシング記録の提供を受けたものが、衛星リモートセンシング記録保有者に該当します。

Q.33	法で規定している「操作用無線設備等」とは何ですか。
A	法第4条第2項第四号の規定で、「操作用無線設備及び衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を他の無線設備を経由して送信する際に経由する無線設備」と定義しています。

Q.34	法で規定している「受信設備」とは何ですか。
A	法第4条第2項第五号の規定で、「衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するために必要な無線設備」と定義しています。

Q.35	法で規定している「衛星リモートセンシング装置使用者」とは何ですか。
A	法第7条の規定で、「法第4条第1項（衛星リモートセンシング装置の使用）の許可を受けた者」と定義しています。

Q.36	法で規定している「外国取扱者」とは何ですか。
A	法第19条第1項の規定で、「国内に住所若しくは居所を有しない自然人又は国内に主たる事務所を有しない法人その他の団体であつて、外国において衛星リモートセンシング記録を取り扱う者」と定義しています。

Q.37	規則で規定している「光学センサー」とは何ですか。
A	規則第1条第一号の規定で、「紫外、可視光、近赤外又は中間赤外領域の電磁波を検出するセンサーをいう。ただし、ハイパースペクトルセンサーは除く」と定義しています。

Q.38	規則で規定している「SAR センサー」とは何ですか。
A	規則第1条第二号の規定で、「電波領域の電磁波を検出するセンサーのうち、電波を観測対象に照射し、散乱された電波を受信した後にレンジ圧縮処理（受信信号と送信信号から得られる参照信号とで相関処理を行うことにより、レンジ方向（電磁波の照射方向をいう。）の対象物判別精度を向上させる処理をいう。）及びアジマス圧縮処理（受信信号に合成開口処理（地球周回人工衛星の飛行に伴う受信信号のドップラー効果の利用により大開口センサーと同様の対象物判別精度を得る処理をいう。）を行うことで、アジマス方向（地球周回人工衛星の進行方向をいう。）の対象物判別精度を向上させる処理をいう。）を施して画像を得るもの」と定義しています。

Q.39	規則で規定している「ハイパースペクトルセンサー」とは何ですか。
A	規則第1条第三号の規定で、「紫外、可視光、近赤外及び中間赤外領域で四十九以上の波長帯の電磁波を検出するセンサー」と定義しています。

Q.40	規則で規定している「熱赤外センサー」とは何ですか。
A	規則第1条第四号の規定で、「熱赤外領域の電磁波を検出するセンサー」と定義しています。

Q.41	規則で規定している「生データ」とは何ですか。
A	規則第1条第五号の規定で、以下に掲げる電磁的記録と定義しています。 ① 光学センサー、ハイパースペクトルセンサー又は熱赤外センサーからの検出情報電磁的記録に、ラジオメトリック処理（センサー感度特性（経年変化を含む。）を補正するための処理をいい、光学センサー及びハイパースペクトルセンサーにあっては、太陽の位置及び角度の影響並びに大気の状態による放射量のゆがみを補正するための処理を含む。以下同じ。）及びジオメトリック処理（地球周回人工衛星の移動、地球の自転及び湾曲、センサーの素子配列並びに観測時の地球周回人工衛星センサーの位置、姿勢、振動及び熱による画像の幾何学的なゆがみを補正するための処理をいう。以下同じ。）がされていないもの。 ② SARセンサーからの検出情報電磁的記録に、レンジ圧縮処理、アジマス圧縮処理及びジオメトリック処理がされていないもの。

Q.42	規則で規定している「標準データ」とは何ですか。
A	規則第1条第六号の規定で、以下に掲げる電磁的記録と定義しています。 ① 光学センサー、ハイパースペクトルセンサー又は熱赤外センサーからの検出情報電磁的記録に、ラジオメトリック処理又はジオメトリック処理がされたもので、以下に掲げるものを除きます。 1) メタデータ（地球周回人工衛星名、センサー名、記録日時、記録時の地球周回人工衛星位置、観測モード、ポインティング角その他の地球周回人工衛星の概要の情報をいう。）が付随していないもの。 2) 被写体の輪郭抽出その他の高度な情報処理を行うことにより、ラジオメトリック処理又はジオメトリック処理がされたものの状態に復元することができなくなったもの。 ② SARセンサーからの検出情報電磁的記録に、レンジ圧縮処理、アジマス圧縮処理又はジオメトリック処理がされたもので、以下に掲げるものを除きます。 1) メタデータが付随していないもの。 2) 被写体の輪郭抽出その他の高度な情報処理を行うことにより、レンジ圧縮処理及びアジマス圧縮処理又はジオメトリック処理がされたものの状態に復元することができなくなったもの。

Q.43	規則で規定している「コンステレーション衛星リモートセンシング装置」とは何ですか。
A	規則第1条第七号の規定で、「センサーの区分が同一であり、かつ、構造及び性能が類似のもので、一体的に運用する複数の衛星リモートセンシング装置」と定義されています。

Q.44	規則で規定している「遠隔取扱い装置」とは何ですか。
A	規則第1条第八号の規定で、「操作用無線設備等、受信設備及び衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備以外の場所で電気通信回線を通じて、衛星リモートセンシング装置の使用及び衛星リモートセンシング記録を取り扱うことができる装置」と定義されています。 具体的にはリモートワークや災害時の緊急運用を行う際に用いるノートPCやタブレット等を指します。

Q.45	災害等で緊急に対応するため、自宅から遠隔取扱い装置を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行います。遠隔取扱い装置の使用に当たり、どのようなセキュリティ対策を行う必要がありますか。
A	衛星リモートセンシング装置の使用又は衛星リモートセンシング記録の取扱いが行われることから、遠隔取扱い装置の使用に当たっても、法第6条第一号及び第二号、法21条第3項第二項で定める基準の措置を取る必要があります。 具体的には、規則第7条第1項で定める安全管理措置が、遠隔取扱い装置の使用においても同様の措置が取られており、そのことが申請書類の中で説明されていることが必要となります。 固定された設備以外で使用することを踏まえ、遠隔取扱い装置でも同様の措置が取れるよう対応を行ってください。

Q.46	衛星リモートセンシング装置使用者です。自社の社員のほか、委託契約に基づいて他社の社員にも衛星リモートセンシング装置の使用や衛星リモートセンシング記録の取扱いを行わせます。どこまでが、「衛星リモートセンシング記録を取り扱う者」となりますか。
A	衛星リモートセンシング記録を取り扱う者として、以下の者が挙げられます。 ・衛星リモートセンシング装置の使用や衛星リモートセンシング記録の利用、分析、加工、他者への提供等の業務を行う役員（取締役、執行役、理事、監査役等） ・衛星リモートセンシング装置の使用や衛星リモートセンシング記録の利用、分析、加工、他者への提供等の業務に関する権限及び責任を有する使用人

	・衛星リモートセンシング装置使用者と雇用関係にあり、衛星リモートセンシング装置の使用や衛星リモートセンシング記録の利用、分析、加工、他者への提供等の業務を行う従業員(正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等) ・衛星リモートセンシング装置使用者との委託契約に基づき、衛星リモートセンシング装置の使用や衛星リモートセンシング記録の利用、分析、加工、他者への提供等の業務を行う組織の従業員
--	---

2. 法律で定める措置関連

2.1. 衛星リモートセンシング装置の使用時の措置等に関するFAQ（12問）

Q.01	衛星リモートセンシング装置を搭載した地球周回人工衛星が許可に係る軌道を外れた際は、どのような措置が必要ですか。
A	法第9条に基づき、直ちに操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信し、当該地球周回人工衛星が許可に係る軌道に戻るまで当該機能を停止させてください。

Q.02	一時的に衛星リモートセンシング装置を搭載した地球周回人工衛星の飛行する高度を下げて撮像することにより、衛星リモートセンシング記録の取得を行うことを計画していますが、衛星リモートセンシング装置の使用は可能ですか。
A	地球周回人工衛星の飛行する高度を下げて撮像を行う場合は、予めその旨が申請され、許可されていない場合は、法第4条第2項第三号の衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道の変更に該当します。このため、法第7条第1項の規定に基づき変更の許可申請を行ってください。 また、高度を下げることにより、申請時の分解能が変更となる場合は、法第4条第2項第二号の衛星リモートセンシング装置の種類、構造及び性能の変更に当たるため、併せて変更の許可申請を行ってください。 なお、法第9条の規定で、第4条第1項の許可に係る衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星が同項の許可に係る軌道を外れているときは、直ちに、操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信し、当該地球周回人工衛星が同項の許可に係る軌道に戻るまで当該機能を停止させなければならないとされているため、高度を下げることにより申請時の軌道から外れる場合は、衛星リモートセンシング記録を取得することはできません。

Q.03	一時的に衛星リモートセンシング装置を搭載した地球周回人工衛星の飛行する高度を上昇させて撮像することにより、衛星リモートセンシング記録の取得を行うことを計画していますが、衛星リモートセンシング装置の使用は可能ですか。
A	地球周回人工衛星の飛行する高度を上昇させて撮像を行う場合は、法第4条第2項第三号の衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道の変更に当たるため、法第7条第1項の規定に基づき変更の許可申請を行って

	ください。 また、高度を上昇させることにより、申請時の分解能が変更となる場合は、法第4条第2項第二号の衛星リモートセンシング装置の種類、構造及び性能の変更にあたるため、併せて変更の許可申請を行ってください。 なお、法第9条の規定で、第4条第1項の許可に係る衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星が同項の許可に係る軌道を外れているときは、直ちに、操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信し、当該地球周回人工衛星が同項の許可に係る軌道に戻るまで当該機能を停止させなければならないとされているため、高度を上昇することにより申請時の軌道から外れる場合は、衛星リモートセンシング記録を取得することはできません。
--	---

Q.04	衛星リモートセンシング装置の終了措置を行ったが、残った衛星リモートセンシング記録は引き続き取扱う予定があります。この場合どのような手続きを行えばよいですか。
A	法第15条第3項の規定により、終了措置を講じた時点で衛星リモートセンシング装置の使用許可は効力を失いますが、引き続き衛星リモートセンシング記録を保有する場合は、法第2条8号で定める「衛星リモートセンシング記録保有者」に該当します。 この場合においては特段の手続きはありませんが、衛星リモートセンシング記録保有者として、法第18条で定める「衛星リモートセンシング記録の提供の制限」、法第19条で定める「衛星リモートセンシング記録の提供の禁止の命令」、法第20条で定める「衛星リモートセンシング記録の安全管理措置」の義務が引き続き課せられます。 なお、「衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定」は、「衛星リモートセンシング記録保有者」とは異なる法律上の概念です。このため、特段の必要のない場合は、「衛星リモートセンシング記録保有者」は認定を取得する必要はありません。 ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

Q.05	衛星リモートセンシング装置使用者です。衛星リモートセンシング記録の情報漏えいが発覚しました。どのような対応を行えば良いですか。
A	衛星リモートセンシング装置の使用許可を受けた際に定めた、規則第7条第1項のイ組織的安全管理措置の(三)に基づく衛星リモートセンシング記録の漏え

	い、滅失又は毀損発生時における事務処理体制に従い、速やかな対処を行ってください。
--	--

Q.06	法第 11 条で定める「故障時等の措置」とは、どのような場合がありますか。
A	衛星リモートセンシング装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがないときの一例としまして、以下の場合が想定されます。 ① テレメトリ等から、衛星リモートセンシング装置の故障等により機能の回復が望めないことが把握できること。 ② 通信の途絶等、回復の手立てがないとき。 ③ ロケットの打上げ失敗等により、衛星リモートセンシング装置を使用することなく喪失したとき。

Q.07	ロケットの打上げ失敗により、衛星リモートセンシング装置を喪失しました。この場合、どのような手続きを行えばいいですか。
A	法第 11 条の規定で、法第 15 条に基づく終了措置を講ずることなく、衛星リモートセンシング装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、速やかに、その旨を届け出る必要があります。 規則第 12 条に基づき、様式第五による故障時届出書を提出してください。

Q.08	法第 15 条第 1 項で定める「終了措置」とは、どのような場合がありますか。
A	法第 15 条第 1 項の規定で、以下による事項のほか、いつでも、衛星リモートセンシング装置の使用を終了することができるとされています。 ① 法第 13 条第 6 項で定める事業の譲渡、法人の合併、分割で承継の認可がなかった場合 ② 法第 14 条第 2 項で定める衛星リモートセンシング装置使用者が死亡し、承継の認可がなかった場合 ③ 法第 16 条第 2 項で定める法人の合併以外の事由による解散があり承継の認可がなかった場合 ④ 法第 17 条第 2 項で定める衛星リモートセンシング装置使用許可の取消しの場合 なお、終了措置が講じられたときは、法第 15 条第 2 項に基づき、衛星リモートセンシング装置の使用の許可は効力を失います。

Q.09	衛星リモートセンシング装置が自然落下により申請時の運用高度を下回るため、法第 15 条第 1 項に基づく終了措置を行う予定です。どのような措置を行えばいいですか。
A	衛星リモートセンシング装置の終了措置を行うときは、法第 15 条第 2 項の規定で、内閣府令で定めるところにより、以下のいずれかの措置を講ずるとともに、遅滞なく、講じた措置の内容を届け出る必要があります。 ① 操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信することその他の当該機能を完全に停止させるために必要なものとして内閣府令で定める措置 ② 操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置に再開信号（その地上放射等電磁波を検出する機能を停止した場合にこれを回復するために必要な信号をいう。）を受信するまで当該機能を停止する信号を送信するとともに当該再開信号及びその作成方法に関する情報を内閣総理大臣に届け出ることその他の再開信号を受信しない限り当該機能を回復することができないようにするために必要なものとして内閣府令で定める措置 法第 15 条第 2 項の内閣府令で定める措置は、規則第 17 条第 1 項の規定で、以下のいずれかとなります。 ① 操作用無線設備から当該措置に係る衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信すること。 ② 操作用無線設備から当該措置に係る衛星リモートセンシング装置に電源を供給しない信号を送信すること。 上記措置を講じたときは、規則第 16 条に基づき、様式第十一による終了措置届出書を提出してください。

Q.10	法第 8 条第 1 項に規定する、不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置とはどのような措置ですか。
A	衛星リモートセンシング装置使用者は、使用者以外の者が当該衛星リモートセンシング装置の使用を行うことを防止するため、当該衛星リモートセンシング装置の操作を行うための信号に変換符号（信号の変換処理を行うために用いる符号）を用いて変換処理を行い、当該信号の復元については、対応変換符号（当該変換処理に用いた変換符号と対応する変換符号）を用いなければ行うことができないようにするため、規則第 10 条第 1 項各号で定めるいずれかの措置を講じなければなりません。 施行規則第 10 条第 1 項各号で定める措置は、以下のとおりです。 一 対応変換符号又は対応記録変換符号を用いなければ復元することができ

	ないようにすること。 二 周波数を複数具備し使い分けて通信すること。 三 衛星リモートセンシング装置を使用する権限を有する者のみが操作用無線設備を操作できる措置を講じること。
--	--

Q.11	法第8条第2項に規定する、不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置とはどのような措置ですか。
A	衛星リモートセンシング装置使用者は、当該衛星リモートセンシング装置から送信する検出情報電磁的記録が当該衛星リモートセンシング装置の許可に係る受信設備以外で受信され利用されることを防止するため、当該検出情報電磁的記録に記録変換符号（電磁的記録の変換処理を行うために用いる符号）を用いて変換処理を行い、当該検出情報電磁的記録の復元については、対応記録変換符号（当該変換処理に用いた記録変換符号と対応する記録変換符号）を用いなければ行うことができないようにするため、規則第10条第1項各号で定めるいずれかの措置を講じなければなりません。 施行規則第10条第1項各号で定める措置は、以下のとおりです。 一 対応変換符号又は対応記録変換符号を用いなければ復元することができないようにすること。 二 周波数を複数具備し使い分けて通信すること。 三 衛星リモートセンシング装置を使用する権限を有する者のみが操作用無線設備を操作できる措置を講じること。

Q.12	変換符号や記録変換符号等については、どのような管理を行えばいいですか。
A	法第8条第1項で規定する、変換符号及び対応変換符号、法第8条第2項で規定する記録変換符号及び対応記録変換符号（以下「変換符号等」）については、法第8条第3項に基づき、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の変換符号等の安全管理のために必要かつ適切なものとして、規則第10条第2項で定める措置を講じなければなりません。 規則第10条第2項で定める措置は、規則第7条第1項及び第2項で定める衛星リモートセンシング記録の安全管理措置となり、変換符号等の取扱いにおいても、衛星リモートセンシング記録と同様の安全管理措置を行う必要があります。

2.2. 衛星リモートセンシング記録の取扱い、提供等に関するFAQ（5問）

Q.01	衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けた者です。衛星リモートセンシング記録の情報漏えいが発覚しました。どのような対応を行えば良いですか。
A	衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けた際に定めた、規則第7条第1項のイ組織的安全管理措置の（三）に基づく衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損発生時における事務処理体制に従い、速やかな対処を行ってください。

Q.02	衛星リモートセンシング記録保有者が衛星リモートセンシング記録の提供を行う場合の制限はありますか。
A	法第18条で、衛星リモートセンシング記録の提供の制限について定めており、「衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けた者（認定を受けた区分に限る。）（第1項）」、「衛星リモートセンシング装置使用者（当該衛星リモートセンシング記録に係る衛星リモートセンシング装置の使用者に限る。）及び特定取扱機関（第2項）」、「公益上の必要、又は人命の救助、災害の支援その他非常の事態への対応のため、緊急の必要による場合（第3項）」以外の者に衛星リモートセンシング記録を提供することはできません。

Q.03	衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けた者に対して、衛星リモートセンシング記録を提供します。どのような方法で提供すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けた者への衛星リモートセンシング記録の提供に当たっては、法第18条第1項の規定により、衛星リモートセンシング記録を提供する相手方に対し、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定証の提示を求め、その者が当該認定を受けたものであることを確認したうえで、規則第22条で定める衛星リモートセンシング記録の区分を明示するとともに、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法その他の当該提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法により、これを行わなければならないとしています。 内閣府令で定める方法は、規則第20条第1項に基づき、以下のいずれかの方法としています。 ① 暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法

	② 磁気ディスク等に衛星リモートセンシング記録を暗号化した上で記録し、当該磁気ディスク等により提供する方法 なお、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けた者への衛星リモートセンシング記録の提供は、規則第 22 条で定める衛星リモートセンシング記録の区分と同じものに限りです。光学センサーの生データで認定を受けている場合、光学センサーの標準データの提供を受けることはできません。
--	--

Q.04	衛星リモートセンシング記録を他の衛星リモートセンシング装置使用者へ提供します。どのような方法で提供すればいいですか。
A	衛星リモートセンシング装置使用者への衛星リモートセンシング記録の提供に当たっては、法第 18 条第 2 項の規定により、規則第 20 条第 3 項に基づき、あらかじめ、衛星リモートセンシング装置使用者の氏名又は名称並びに当該衛星リモートセンシング装置の名称及び種類を確認するとともに、衛星リモートセンシング装置使用者に規則第 22 条で定める衛星リモートセンシング記録の区分を明示し、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法その他の当該提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法により、これを行わなければならないとしています。 内閣府令で定める方法は、規則第 20 条第 1 項に基づき、以下のいずれかの方法としています。 ① 暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法 ② 磁気ディスク等に衛星リモートセンシング記録を暗号化した上で記録し、当該磁気ディスク等により提供する方法

Q.05	衛星リモートセンシング装置使用者です。海外の政府機関に対して、衛星リモートセンシング記録を提供することはできますか。
A	法第 20 条第 2 項の規定により、法第 2 条第七号で定める特定取扱機関に対しては、規則第 20 条第 4 項に基づき、あらかじめ、その特定取扱機関の名称を確認するとともに、特定取扱機関に規則第 22 条で定める衛星リモートセンシング記録の区分を明示し、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法その他の当該提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法により、これを行わなければならないとしています。 内閣府令で定める方法は、規則第 20 条第 1 項に基づき、以下のいずれかの方法としています。

	① 暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法 ② 磁気ディスク等に衛星リモートセンシング記録を暗号化した上で記録し、当該磁気ディスク等により提供する方法 なお、法第2条第7号で定める特定取扱機関は、特定使用機関及び衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができるものとして政令で定める国若しくは地方公共団体の機関又は外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）の政府機関をいうとされ、政令で定める外国の政府機関は、政令第2条第2項で、アメリカ合衆国、カナダ、ドイツ及びフランスの政府機関と定めています。 このため、アメリカ合衆国、カナダ、ドイツ及びフランスの政府機関以外に対しては、衛星リモートセンシング記録を提供することができません。 もし、衛星リモートセンシング記録の提供が必要な場合は、法第21条第1項に基づく、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を取得する必要があります。
--	--

2.3. 施行規則第7条で定める安全管理措置等に関するFAQ（20問）

Q.01	規則第7条第1項で定める、イ 組織的安全管理措置の「(一) 衛星リモートセンシング記録の安全管理に係る基本方針を定めていること」とは、どのような措置が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の安全管理について組織又は個人として取り組むため、基本方針を策定し衛星リモートセンシング記録を取り扱う者に周知徹底することが重要です。 このため、衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者は、基本方針の策定にあたり、組織等における衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う業務とその位置付けを明確にした上で、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の安全管理に関する考え方を示すとともに、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等に関する法令や規程等を遵守する等の内容とする必要があり、基本方針に定める項目として、以下の手法が挙げられます。 【手法の例】 ① 関係法令、規則等の遵守 ② 安全管理措置に関する事項
Q.02	規則第7条第1項で定める、イ 組織的安全管理措置の「(二) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者（衛星リモートセンシング記録の取扱い業務の全部又は一部を他の者に委託する場合には、当該業務の委託に係る契約において委託を受けた者を含む。）の責任及び権限並びに業務を明確にしていること」とは、どのような措置が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の安全管理は、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う者を明確にした上で、その者が、与えられている権限と責務を理解し、その責務を全うすることで実現されます。特に、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の安全管理について責任を負うべきこととされた者は、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の安全管理の重要性を自覚することが重要です。 このため、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う際の確実かつ効果的なガバナンスの確立のため、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う者の範囲とその権限と責務を名簿等により明確にするとともに、必要となる組織・体制を整備する必要があります。 なお、「衛星リモートセンシング記録を取り扱う者」とは、衛星リモートセン

	シング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者の組織内にあって、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の取扱いの業務を行う役員（取締役、執行役、理事、監査役等）又は当該業務に関する権限及び責任を有する使用人のほか、直接又は間接にこれらの者の指揮監督を受けて衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の取扱い業務に従事している者（当該組織の雇用関係にある従業員(正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等)や委託契約に基づき業務を行う当該組織以外の組織の従業員）が挙げられます。 【手法の例】 ① 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の取扱い業務に関する責任者の設置及び責任の明確化 ② 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う者及びその役割の明確化 ③ 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う者が担当する衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の範囲の明確化 ④ 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を複数の部署で取り扱う場合、各部署の役割分担及び責任の明確化
--	--

Q.03	規則第7条第1項で定める、イ 組織的安全管理措置の「(三) 衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損発生時における事務処理体制が整備されていること」とは、どのような措置が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の漏えい、滅失又は毀損の発生又はその兆候を把握した場合には、直ちに組織として状況を把握し、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の措置を講じることが重要です。 このため、衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者は、このような対応を適切かつ迅速に行い得るように組織内に必要な体制を整備し、関係者へ周知する必要があります。 【手法の例】 ① 関係法令等に違反している事実又はその兆候を把握した場合、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う者から責任者への報告連絡体制及び対処手順の整備 ② 事実関係の調査及び原因の究明 ③ 影響範囲の特定 ④ 事故対応の担当者と責任者の明確化 ⑤ 漏えい等の事案発生時の報告窓口の一元化 ⑥ 再発防止策の検討及び策定

	⑦ 事実関係及び再発防止策等の報告等 ⑧ 訓練等による対処手順の適切性の確認
--	--

Q.04	規則第7条第1項で定める、イ 組織的安全管理措置の「(四) 安全管理措置に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っていること」とは、どのような措置が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング記録及び変換符号等に関する安全管理措置は、その実効性を担保することが重要です。 このため、衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者は、「組織的安全管理措置」のほか、以下に記載する「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」の内容について規程を策定し、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う者に周知徹底するとともに、当該規程の実施状況等について、適宜、把握・分析し、必要な改善策を講じる必要があります。 【手法の例】 安全管理措置に基づき定める項目として、次に掲げるものが挙げられます。 ① 組織的安全管理措置 a) 衛星リモートセンシング記録及び変換符号の安全管理に係る基本方針の策定 b) 責任及び権限並びに業務を明確化した組織体制の整備 c) 漏えい等発生時における事務処理体制の整備 d) 安全管理措置に関する規程の策定及び運用の評価・改善の実施 e) 業務委託時における適切な監督体制の整備 ② 人的安全管理措置 a) 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う者の欠格事由の確認 b) 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う者の監督 c) 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う者の教育 ③ 物理的安全管理措置 a) 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の取扱いを行う施設設備、遠隔取扱い装置の明確化 b) 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う施設設備への立入等の制限措置 c) 使用する機器等の盗難等の防止措置 ④ 技術的安全管理措置

	a) 外部からの不正アクセスの防止措置 b) 可搬記憶媒体の接続制限措置 c) 動作の記録 d) 衛星リモートセンシング記録移送時の漏えい等の防止措置 e) 衛星リモートセンシング記録の適切な加工の管理
--	---

Q.05	規則第7条第1項で定める。イ 組織的安全管理措置の「(五) 衛星リモートセンシング記録の取扱い業務の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該業務の委託に係る契約において委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと」とは、どのような措置が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の取扱い業務の全部又は一部を他の者に委託する場合は、取扱いを委託された衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の安全管理措置が適切に図れるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。「必要かつ適切な措置」には、委託契約において委託者が定める、規則第7条第1項に基づく安全管理措置の必要な事項を契約に盛り込み、当該契約の内容が遵守されていることを定期的に確認する必要があります。

Q.06	規則第7条第1項で定める、ロ 人的安全管理措置の「(一) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者が、法第五条第一号から第四号まで及び法第二十一条第三項第一号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを確認していること」とは、どのような措置が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者並びにそれらの衛星リモートセンシング記録や変換符号等の取扱い業務に関する権限及び責任を有する役員及び使用人については、衛星リモートセンシング記録の取扱い許可及び衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定の審査において欠格事由に該当しないことを確認していますが、それ以外の者については直接的な審査の対象としておりません。 このため、衛星リモートセンシング装置使用者自身又は衛星リモートセンシング記録保有者自身において、衛星リモートセンシング記録や変換符号等を取り扱う者が欠格事由に該当しないことを自ら確実に確認する必要があります。 【確認手法の例】 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う者に対し、欠格事由に該当しないことを誓約書・確認書等による確認

Q.07	規則第7条第1項で定める、ロ 人的安全管理措置の「(二) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者が、その業務上取り扱う衛星リモートセンシング記録についての情報その他の特別の非公開情報、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていること」とは、どのような措置が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング記録及び変換符号等は、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあるものであり、適切な安全管理が必要です。 このため、衛星リモートセンシング装置使用者自身又は衛星リモートセンシング記録保有者自身は、その業務上取り扱う衛星リモートセンシング記録及び変換符号等に係る非公開の情報を目的外に利用しないことを確保するための措置を講じる必要があります。 【手法の例】 ① 従業者の採用時又は委託契約時における非開示契約の締結（非開示条項は、契約終了後も一定期間有効であること） ② 非開示契約に違反した場合の措置に関する規程の整備

Q.08	規則第7条第1項で定める、ロ 人的安全管理措置の「(三) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行っていること」とは、どのような措置が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の安全管理に関する規程を整備したとしても、当該規程が周知されず、その内容が遵守されない場合は、適切な管理を行えません。 このため、衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録や変換符号等を取り扱う者に対し、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の適切な取扱いの理解を深めるための教育及び訓練を組織的に行う必要があります。 【手法の例】 ① 関連法令、規程等に関する留意事項等の定期的な研修 ② 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う者に対する必要かつ適切な教育・訓練の実施

Q.09	規則第7条第1項で定める、ハ 物理的安全管理措置の「(一) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置を明確にしていること」とは、どのような措置が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング記録及び変換符号等は、その漏えい等によりこれを悪用する意図を有する者の手に渡ると国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあります。 このため、衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者は、入退館（室）の管理、機器の持ち込み制限、持出し防止措置等を講じ、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を適切に取扱うため、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置を書類上で明確にする必要があります。 【明確化すべき事項の例】 ① 壁、施錠可能な扉、パーティション等の設置状況 ② 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置を具体的に指定した規程類（衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の範囲は運用の実態を踏まえたものとし、管理措置を適切に取り得る範囲において指定することに留意） ③ 遠隔取扱い装置を用いて衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う場合は、当該遠隔取扱い装置の使用者の属性、台数、使用予定場所等

Q.10	規則第7条第1項で定める、ハ 物理的安全管理措置の「(二) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備への立入り及び機器の持ち込みを制限する措置を講じていること」とは、どのような措置が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング記録及び変換符号等が保存されるサーバ装置、端末等が、不特定多数の者が接触できる環境にある場合、悪意のある者によるなりすまし、物理的な装置等の破壊のほか、サーバ装置や端末等からの不正なデータの持ち出しによる漏えいのおそれがあります。 このため、衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備に入退管理や機器の持ち込み対策を講じ、取り扱う衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の安全を確保する必要があります。 なお、ここでいう「機器」とは、携帯型情報通信・記録機器その他の電磁的記録を保存する機能を有する機器をいいます。 【手法の例】

	① ICカード、ナンバーキー等による管理システムの設置等 ② 施錠による場合は、入退館（室）の記録（入退室管理簿の整備等） ③ 監視カメラによる入退館（室）者等の確認 ④ 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備の入り口に機器等を保管するロッカー等を設置し、持ち込みを制限
--	---

Q.11	規則第7条第1項で定める、ハ 物理的安全管理措置の「(三) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う機器には、その盗難、紛失その他の事故を防止するため、必要な措置を講じていること」とは、どのような措置が必要ですか。
A	入退館（室）の管理や機器の持ち込みの制限を行っていても、その施設設備内にある衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う電子計算機等や衛星リモートセンシング記録及び変換符号等が保存された可搬記憶媒体が物理的に持ち出されれば何の意味もありません。 このため、衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者は、当該電子計算機等や可搬記憶媒体について持出しを防止するための措置を講じる必要があります。 【手法の例】 ① 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備に置かれる機器の数量、持ち込み、持ち出し記録を管理 ② 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等が記録された可搬記憶媒体を施錠できるキャビネット・書庫等に保管し、作成・数量を管理 ③ 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備に置かれる機器に対する盗難防止用ワイヤーロック等による盗難、持ち出し防止措置 ④ 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を保存した媒体、携帯可能なコンピュータ等の机上等への放置禁止 ⑤ 離席時のパスワードスクリーンセ이버等の起動の徹底

Q.12	規則第7条第1項で定める、ニ 技術的安全管理措置の「(一) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置に、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置が講じられていること」とは、どのような措置が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う者以外の者が衛星リモートセンシング記録及び変換符号等に容易にアクセスできる状況や、情報システムに安全対策上の不備がある状況では、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の漏えい等が生じるリスクが高まります。

このため、衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の取扱いに係る電子計算機及び遠隔取扱い装置へのアクセス権限を制限するとともに、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う者であることを識別する情報を適切に管理する必要があります。

また、コンピュータのセキュリティ上の脆弱性を突くことも考えられますので、そのための措置も講じる必要があります。

【手法の例】

- ① 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等へのアクセス権限付与者及びその者に付与する権限の限定
 - ② 退職者、人事異動者等に対するアクセス権限の無効化
 - ③ 衛星リモートセンシング記録を取り扱う情報システムに導入したアクセス制御機能の有効性の検証（例えば、OS・ウェブアプリケーションの脆弱性有無の検証）
 - ④ ユーザ ID、パスワード、ワンタイムパスワード、IC カード等による識別（取扱い者を個別に識別できるように、ユーザ ID 等を付与することに留意）
- ※ 不正アクセスを防止するため、パスワードを設定する場合には、ユーザ ID と全く同じパスワードの禁止、パスワードの有効期限の設定、同一又は類似パスワードの再利用の制限、最低パスワード文字数の設定、一定回数以上ログインに失敗した ID を停止する等の対策等を講ずる。
- ⑤ 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置
 - ⑥ ウイルス対策ソフトウェアの導入及び当該ソフトウェアの有効性・安定性の確認（例えば、パターンファイルや修正ソフトウェアの更新の確認）
 - ⑦ 端末装置及びサーバ等のオペレーティングシステム (OS)、ミドルウェア (DBMS 等)、アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア（いわゆる、セキュリティパッチ）の適用
 - ⑧ 許可されていないソフトウェアのインストール防止
 - ⑨ 電子計算機及び遠隔取扱い装置への接続時間制限やタイムアウト機能等の導入
 - ⑩ 遠隔取扱い装置に情報を保存させない機能（例えば、シンクライアント端末等）の導入

Q.13	規則第7条第1項で定める、ニ 技術的安全管理措置の「(二) 可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。）の電子計算機又はその周辺機器への接続の制限に関する措置を講じていること」とは、どのような措置が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング記録及び変換符号等の不正なデータの持ち出しへの対処として、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う電子計算機及び遠隔取扱い装置へのアクセスを制限することも重要ですが、外付ハードディスクや CD-R、USB メモリ等の可搬記憶媒体への接続により不正なデータの持ち出しが行われることも考えられます。 このため、衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う電子計算機又はその周辺機器への可搬記憶媒体の接続を制限する措置を講じる必要があります。 【手法の例】 ① CD-R、USB メモリ等の可搬記録媒体の接続を制限・管理 ② スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続を制限・管理
Q.14	規則第7条第1項で定める、ニ 技術的安全管理措置の「(三) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の動作を記録していること」とは、どのような措置が必要ですか。
A	「動作を記録している」とは、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の動作履歴、利用者のアクセス履歴その他必要な情報を記録することを指します。当該記録は、悪意のある第三者による不正侵入や不正操作等のセキュリティインシデント（その予兆を含む。）を検知するための重要な材料となり、また、それを把握することは、漏えい等が発生した際の原因究明等に資するものであり重要となります。 このため、衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の動作の記録を適切に保存するとともに、当該動作の記録が改ざん等されないよう適切に保全される環境に置くことが必要です。 【手法の例】 ① 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の保管及び定期的な監視

	② 衛星リモートセンシング記録及び変換符号等へのアクセス状況（操作内容も含む。）の監視 ③ 採取したログの改ざん・不正消去防止措置 ④ 侵入検知システム（IDS）・侵入防御システム（IPS）等による衛星リモートセンシング記録及び変換符号等を取り扱う情報システムへの外部からのアクセス状況の監視
--	---

Q.15	規則第7条第1項で定める、ニ 技術的安全管理措置の「(四) 衛星リモートセンシング記録を移送又は電気通信により送信するときは、暗号化その他の衛星リモートセンシング記録を適切に保護するために必要な措置を講じていること」とは、どのような措置が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング記録の提供に当たっては、①可搬記憶媒体等による提供、②通信回線経由での提供、のいずれかによることが考えられますが、いずれの場合においても保全対策の施された情報システム等の外に置かれることになります。 このため、衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の漏えい等を防ぐため、可搬記憶媒体等による移送に際しては物理的な盗難や紛失に備え搬送容器の施錠等の対策を取るとともに、通信回線を通じての送信に当たっては、暗号技術検討会及び関連委員会（CRYPTREC）により安全性及び実装性能が確認された「電子政府推奨暗号リスト」が推奨する、暗号、電子署名のアルゴリズム及び鍵長並びにそれらを利用した安全なプロトコルを定めることが重要です。 また、仮に第三者の手に渡った場合であっても、移送又は送信する衛星リモートセンシング記録を閲覧できないようにする措置を講じることが必要です。 【手法の例】 ① 移送する際は、施錠できる搬送容器を利用するとともに、持ち運ぶ衛星リモートセンシング記録の暗号化、符号化、パスワードによる保護等を行った上で電子記憶媒体に保存 ② 電気通信により送信するときは、SSL（TLS）、IPSec 等による通信経路の暗号化又は専用線若しくはVPN 回線の利用等 ③ 送信の要領を記載したメール等については、S/MIME 等の暗号化されたメール又は要領を記載した文書を暗号化した上でメール添付を用いること。

Q.16	衛星リモートセンシング記録を電気通信により送信するときには、クラウド事業者が提供するクラウドサービス上でデータの受け渡しを行っても問題ありませんか。
A	クラウドサービス事業者は、規則第 7 条第 2 項で定める、衛星リモートセンシング記録を電気通信回線を通じて外部に保存するサービスを提供する事業者 に該当し、当該事業者とのデータの受け渡しを行う場合、クラウドサービス利用に係る契約において、以下の事項について明確に定める必要があります。 一 規則第 7 条第 1 項で定める安全管理措置に相当する措置が講じられていること。 二 衛星リモートセンシング記録を次の国又は地域に所在する電子計算機に保存しないこと。 イ) 輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第号）別表第三の二又は別表第四に掲げる地域 ロ) 国際連合の総会又は安全保障理事会の決議において国際社会の平和及び安全を脅かす事態の発生に責任を有するとされた国又は地域 三 契約の解除又は満了に伴い、衛星リモートセンシング記録の消去、返却その他の必要な措置が講じられること。 四 クラウドサービス事業者が、当該業務の全部又はその一部を他の者に委託する場合は、当該業務の委託に係る契約において、委託を受けた者が一～三に掲げる事項を遵守する旨その他の委託を受けた者が当該業務を適正かつ確実に遂行するための措置を講ずる旨の条件を付すこと。

Q.17	規則第 7 条第 1 項で定める、ニ 技術的安全管理措置の「(四) 衛星リモートセンシング記録を移送又は電気通信により送信するときは、暗号化その他の衛星リモートセンシング記録を適切に保護するために必要な措置を講じていること」とありますが、衛星リモートセンシング記録の取扱いにおいて外部のクラウドサービスを利用してストレージやデータ処理等を行う予定です。この場合、クラウド事業者やクラウドサービス、そのセキュリティ要件について遵守すべき基準や備えるべき機能はありますか。
A	規則第 7 条第 2 項第一号で、クラウドサービス事業者は、規則第 7 条第 1 項で定める安全管理措置に相当する措置が講じられていることと定められており、ニ 技術的安全管理措置の「(四) 衛星リモートセンシング記録を移送又は電気通信により送信するときは、暗号化その他の衛星リモートセンシング記録を適切に保護するために必要な措置を講じていること」をクラウドサービス事業者も同等の措置を講じる必要があります。

	具体的な措置として、政府のサイバーセキュリティ本部が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」にある、クラウドサービスの利用における遵守事項の「(1)クラウドサービスの利用に係る運用規定の整備」、「(2)クラウドサービスの利用に係るセキュリティ要件の策定」、「(3)クラウドサービスを利用した情報システムの導入・構築時の対策」、「(4)クラウドサービスを利用した情報システムの運用・保守時の対策」、「(5)クラウドサービスを利用した情報システムの更改・廃棄時の対策」等の措置を講じる必要があります。 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和５年度版）： https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/kijyunr5.pdf
--	--

Q.18	外国企業が提供するクラウドサービスを利用することはできますか。
A	クラウドサービス事業者が、規則第７条第２項第二号で定める、衛星リモートセンシング記録を以下の国又は地域に所在する電子計算機に保存しなければ、原則として外国企業が提供するクラウドサービスを利用することは可能です（2025年５月現在）。 ・ 輸出貿易管理令（昭和２４年政令第号）別表第三の二に掲げる地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン） ・ 輸出貿易管理令（昭和２４年政令第号）別表第四に掲げる地域（イラン、イラク、北朝鮮） ・ 国際連合の総会又は安全保障理事会の決議において国際社会の平和及び安全を脅かす事態の発生に責任を有するとされた国又は地域 安保理決議に基づく制裁措置掲載ページ（外務省ホームページ）： https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsclpage3_003267.html

Q.19	規則第７条第１項で定める、ニ 技術的安全管理措置の「(四) 衛星リモートセンシング記録を移送又は電気通信により送信するときは、暗号化その他の衛星リモートセンシング記録を適切に保護するために必要な措置を講じていること」とありますが、暗号の方式や暗号鍵のビット長について遵守すべき基準はありますか。
A	使用する暗号については、原則として、令和５年３月にデジタル庁・総務省・経済産業省で策定された「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」の電子政府推奨暗号リストに掲げられる暗号技術を使用することを推奨しています（2025年５月現在）。 電子政府推奨暗号リスト掲載ページ：https://www.cryptrec.go.jp/list.html

Q.20	規則第7条第1項で定める、ニ 技術的安全管理措置の「(五) 衛星リモートセンシング記録を加工するときは、当該加工を適切に行うために必要な措置を講じていること」とは、どのような措置が必要ですか。
A	衛星リモートセンシング記録は、加工の度合いによってその区分が規定されていますが、加工が不完全な場合、衛星リモートセンシング記録ではないものに加工されていたはずの電磁的記録が実際は、衛星リモートセンシング記録に該当するということが想定されます。そして、当該衛星リモートセンシング記録が提供された結果として、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすことも考えられます。 このため、衛星リモートセンシング装置使用者及び衛星リモートセンシング記録保有者は、該当する区分に応じた適切な加工が行われることを確保できる仕組みを整えることが必要です。 【手法の例】 ① 衛星リモートセンシング記録を加工する際の責任者の明確化 ② 衛星リモートセンシング記録の加工業務に従事する者の明確化 ③ 衛星リモートセンシング記録を加工する際の手順の明確化 ④ 定められた手順による加工の実施（システムによる自動処理の場合にあっては、設定の変更等について権限を与えられていない者が行えないよう設定する等） ⑤ 指定された施設設備内における加工の実施 ⑥ 衛星リモートセンシング記録を加工する目的の明確化 ※ 手順が確立されていない研究・開発等においては、責任者が適切に加工の管理を行うこと等

2.4. 帳簿の作成に関するFAQ（6問）

Q.01	法第 23 条第 1 項の「衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けた者が帳簿に記載しなければいけない事項」とは、何ですか。
A	規則第 30 条第 1 項第一～五号で定める以下の事項について、帳簿に記載する必要があります。 - 一 衛星リモートセンシング記録の提供を受け、又は提供を行う場合における衛星リモートセンシング記録の識別符号 - 二 衛星リモートセンシング記録の区分 - 三 当該提供を受け、又は当該提供を行った日時 - 四 当該提供を受け、又は当該提供を行った相手方の氏名又は名称及びその者が法第二十一条第四項の認定証の交付を受けている者である場合は、その番号 - 五 衛星リモートセンシング記録の加工、複写又は消去の状況

Q.02	法第 23 条第 1 項に基づき作成した「衛星リモートセンシング記録の取扱いの状況についての帳簿」は、どのように管理すればいいですか。
A	規則第 30 条第 2 項に基づき、衛星リモートセンシング記録の取扱認定を受けた者が、帳簿に係る電磁的記録の作成を行う場合は、作成された電磁的記録を認定を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければなりません。 また、規則第 30 条第 3 項に基づき、衛星リモートセンシング記録の提供を受け、若しくは提供を行い、又は衛星リモートセンシング記録の加工、複写若しくは消去を行うごとに、遅滞なく、規則第 30 条第 1 項各号に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から 5 年間保存しなければなりません。

Q.03	法第 12 条第 1 項の「衛星リモートセンシング装置使用者が帳簿に記載しなければいけない事項」とは、何ですか。
A	規則第 13 条第 1 項第 1～5 号で定める以下の事項について、帳簿に記載する必要があります。 - 一 衛星リモートセンシング装置の操作を行うための信号を送信した日時、その内容及び当該信号の送信に用いた操作用無線設備等の場所 - 二 検出情報電磁的記録を記録した日時、対象範囲及びこれらを識別するための文字、番号、記号その他の符号（以下「識別符号」という。） - 三 検出情報電磁的記録を地上に送信した日時及びその受信に用いた受信設

	備の場所 四 衛星リモートセンシング記録の加工、複写又は消去の状況 五 衛星リモートセンシング記録を他の者に提供する場合にあっては、当該衛星リモートセンシング記録の識別符号、区分及び提供日時並びにその提供の相手方の氏名又は名称及びその者が法第 21 条第 4 項の認定証の交付を受けている者である場合は、その番号
--	---

Q.04	法第 12 条第 1 項に基づき作成した衛星リモートセンシング装置の使用の状況についての帳簿は、どのように管理すればいいですか。
A	規則第 13 条第 2 項に基づき、衛星リモートセンシング装置使用者が、帳簿に係る電磁的記録の作成を行う場合は、作成された電磁的記録を装置使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調整する方法により行わなければなりません。 また、規則第 13 条第 3 項に基づき、衛星リモートセンシング装置を行うための信号の送信、検出情報電磁的記録の記録、検出情報電磁的記録の地上への送信、衛星リモートセンシング記録の加工、複写若しくは消去又は衛星リモートセンシング記録の提供を行うごとに、遅滞なく、規則第 13 条第 1 項各号に掲げる事項を帳簿に記録し、その記載の日から 5 年間保存しなければなりません。

Q.05	規則第 13 条第 1 項第四号で定める「衛星リモートセンシング記録の複写」は、どのような行為が帳簿に記載する事項に該当しますか。
A	元となる衛星リモートセンシング記録から新たな衛星リモートセンシング記録のデータを生成して衛星リモートセンシング記録の加工や提供を行う場合は「複写」に該当し、帳簿へ記載すべき事項に該当します。 一方、システムメンテナンスやバックアップのため、衛星リモートセンシング記録をシステム内でコピーやミラーリングを行う場合があります。このようにシステム内で自動的に作業が実施される場合、外部へのデータの漏えいのおそれは低いと考えられ、そのような行為をわざわざ「複写」と位置づけて帳簿に記載することは適当ではないと考えられます。 なお、定期的に行われるようなシステム換装（計算機換装）においては、一時的なデータのバックアップ作業及び新システムへのデータ移管作業を行うとともに、旧システムのデータを廃棄（消去）する場合があります。このようなシステム換装におけるデータのバックアップ作業は「複写」に該当し、かつ、旧システムにおけるデータの消去作業も帳簿に同時に記録していただく必要があります。

	ご不明な点や判断がつかない場合は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。
--	--

Q.06	衛星リモートセンシング記録を取り扱うシステムの換装のため、「衛星リモートセンシング記録」を旧システムから新システムへ複写し、旧システムから当該記録を消去する場合、施行規則第13条第1項第4号で定める「衛星リモートセンシング記録の消去」に該当しますか。
A	システム換装において、旧システムに残ったデータの消去を行う場合は「消去」に該当します。 また、このようなシステム換装におけるデータのバックアップ作業は「複写」に該当します。